

母子保健等の最近の主な動き（令和4年6月～令和4年9月中旬）

第8回協議会以降の主な母子保健関係の事務連絡等は以下のとおり

- 7月14日 令和3年度厚生労働科学研究健やか次世代育成総合研究事業等の研究成果について（令和4年7月14日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）
- 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の成果物について（令和4年7月14日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）
- 7月21日 「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について（令和4年7月21日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）
- 新生児聴覚検査費に係る受検者の経済的負担の軽減について（令和4年7月21日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）
- 7月22日 新生児聴覚検査費に係る地方交付税措置について（令和4年7月22日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課・総務省自治財政局調整課連名事務連絡）
- 令和4年度 母子保健指導者養成研修事業の開催について（令和4年7月22日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）
- 8月3日 児童虐待対応における児童相談所と法医学教室等の連携強化について（令和4年8月3日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）
- 8月31日 健康管理システム標準仕様書【第1.0版】の策定について（令和4年8月31日付け厚生労働省医政局長・健康局長・子ども家庭局長連名通知）
- 9月13日 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した産後ケア事業等の母子保健事業の支援について（令和4年9月13日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）
- 9月16日 令和3年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」について

事務連絡
令和4年7月14日

各

都道府県
市町村
特別区

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

令和3年度厚生労働科学研究健やか次世代育成総合研究事業等の
研究成果について（情報提供）

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

厚生労働省では、生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージにまたがる課題を明らかにすること等を目標として、厚生労働科学研究健やか次世代育成総合研究事業等を行っています。

別添令和3年度の研究事業等の報告書等については、厚生労働科学研究成果データベースに登録されておりますので、情報提供いたします。

厚生労働科学研究成果データベース：<https://mhlw-grants.niph.go.jp/>

成果物の一部は、「健やか親子21 妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト」においても、参考資料として掲載しておりますので、ご活用ください。

参考資料URL：<https://sukoyaka21.mhlw.go.jp/>

なお、日本医療研究開発機構（AMED）の助成により行われた研究開発課題（成育疾患克服等総合研究事業等）の研究成果は、AMED 研究開発課題データベース（<https://amedfind.amed.go.jp/amed/index.html>）に掲載されております。

照会先

厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課

Tel : 03-5253-1111 (内線4973)

E-mail : boshihoken@mhlw.go.jp

令和3年度厚生労働科学研究健やか次世代育成総合研究事業等研究課題一覧

※一部、令和3年度に繰り越した令和2年度終了課題を含む
(敬称略)

1. 厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 成育疾患克服等次世代育成基盤研究(指定型)

研究課題名	研究代表者	所属機関	開始年度	終了(予定)年度	(備考) 健やか親子21サイトに掲載している 令和3年度成果物
児童福祉施設における栄養管理のための研究	村山伸子	新潟県立大学	H31	R3	
都道府県や県型保健所による子育て世代包括支援センターの機能強化支援のための研究	佐藤拓代	公益社団法人母子保健推進会議	R2	R4	
幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活支援に向けた効果的な展開のための研究	衛藤久美	女子栄養大学	R2	R3	【乳幼児期】幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活支援ガイド(確定版)
出生前診断の提供等に係る体制の構築に関する研究	小西郁生	京都大学	R2	R4	【妊娠中・産後】NIPT(非侵襲性出生前遺伝学的検査)説明書
新型コロナウイルスの小児への影響の解明のための研究	多屋馨子	国立感染症研究所感染症疫学センター	R3	R3	
生殖医療ガイドラインの適切な運用と今後の改良に向けた研究	大須賀穰	東京大学	R3	R4	
乳幼児の発育・発達、栄養状態の簡易な評価	横山徹爾	国立保健医	R3	R5	

手法の検討に関する研究		療科学院			
乳幼児の身体発育及び健康度に関する調査 実施手法及び評価に関する研究	横山徹爾	国立保健医 療科学院	30	R2 (R3 に 繰越し)	

2. 厚生労働科学研究費補助金 疾病・障害対策研究分野 成育疾患克服等次世代育成基盤研究(一般公募型)

研究課題名	研究代表者	所属機関	開始 年度	終了(予 定)年度	(備考) 健やか親子21サイトに掲載している 令和3年度成果物
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の あり方に関する医療政策的研究	前田恵理	秋田大学	30	R2 (R3 に 繰越し)	
母子保健情報と学校保健情報を連係した情 報の活用に向けた研究	栗山進一	東北大学	31	R3 (R4 へ繰 越し 継 続中)	
わが国の至適なチャイルド・デス・レビュー 制度を確立するための研究	沼口敦	名古屋大学	31	R3	
母子保健情報を活用した「健やか親子21 (第2次)」の推進に向けた研究	上原里程	国立保健医 療科学院	31	R3	【乳幼児期】子育て相談を支援するデー タベース (リンク)
医学的適応による生殖機能維持の支援と普 及に向けた総合的研究	大須賀穰	東京大学	31	R3	

思春期レジリエンス向上に有用な介入プログラムの大規模実証研究	岡田直大	東京大学	R2	R4	
子どもの傷害情報の解析に基づいた外傷と傷害予防のための研究	植松悟子	国立成育医療研究センター	R2	R3 (R4へ繰越し継続中)	
予測不能な乳児突然死 (SUID) 原因検索プロトコルと制度整備に基づく診断精度向上と実態把握、ならびに睡眠環境因子を含めた SUID/SIDS 予防策提言と CDR 連携のための研究	清水直樹	聖マリアンナ医科大学	R2	R3 (R4へ繰越し継続中)	
わが国における父親の子育て支援を推進するための科学的根拠の提示と支援プログラムの提案に関する研究	竹原健二	国立成育医療研究センター	R2	R4	
母子健康手帳のグローバルな視点を加味した再評価と切れ目のない母子保健サービスに係る研究	中村安秀	国立看護大学校	R2	R4	
生涯を通じた健康の実現に向けた「人生最初の 1000 日」のための、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及と行動変容のための研究	荒田尚子	国立成育医療研究センター病院	R2	R4	
HTLV-1 母子感染対策および支援体制の課題の検討と対策に関する研究	内丸薫	東京大学	R2	R4	

ドナーミルクを安定供給できる母乳バンクを整備するための研究	水野克己	昭和大学	R2	R4	【未熟児・多胎・外国人等への支援】ドナーミルク利用開始マニュアル
特定妊婦に対する支援の均てん化に向けたアセスメントツール及び多職種連携地域支援プログラムの開発と社会実装についての研究	立花良之	国立成育医療研究センター	R2	R4	
出生前検査に関する妊産婦等の意識調査や支援体制構築のための研究	白土なほ子	昭和大学	R2	R4	
低出生体重児等の成長・発達評価手法の確立のための研究	河野由美	自治医科大学	R3	R4	
身体的・精神的・社会的 (biosoychosocial) に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究	永光信一郎	福岡大学	R3	R5	
成育基本法を地域格差なく継続的に社会実装するための研究	山縣然太郎	山梨大学	R3	R5	
標準的な生殖医療の知識啓発と情報提供のためのシステム構築に関する研究	苛原稔	徳島大学	R3	R5	
妊婦健康診査、産婦健康診査における妊産婦支援の総合的評価のための研究	光田信明	大阪母子医療センター	R3	R5	

3. 厚生労働科学研究費補助金 行政政策研究分野 厚生労働科学特別研究

研究課題名	研究代表者	所属機関	開始年度	終了(予定)年度	(備考) 健やか親子21サイトに掲載している 令和3年度成果物
感染症流行下における電話やオンラインによる非接触の妊産婦健診の安全性と質向上のための研究	木村正	大阪大学大学院	R2	R2 (R3へ繰越し)	
新型コロナウイルスの小児への影響の解明のための研究	細矢光亮	福島県立医科大学	R2	R2 (R3へ繰越し)	
新型コロナウイルス感染症流行下の自粛の影響-予期せぬ妊娠等に関する実態調査と女性の健康に対する適切な支援提供体制構築のための研究	安達知子	日本産婦人科医会	R2	R2 (R3へ繰越し)	

事務連絡
令和4年7月14日

各

都道府県
市町村
特別区

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の
成果物について（情報提供）

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

厚生労働省では、母子保健行政の推進の観点から、これまで、各都道府県及び市町村のご協力の下、子ども・子育て支援推進調査研究事業において、母子保健事業の現状、課題及びニーズ等を把握するための各種の調査研究を行っています。

今般、昨年度の調査研究事業の報告書等が公開されましたので、別紙のとおり情報提供いたします。各事業の概要については、別添をご参照ください。アンケート調査等にご協力いただき、ありがとうございました。

なお、啓発資料等成果物の一部は、「健やか親子21 妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト」においても、参考資料として掲載しております。

<健やか親子21 妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト>

参考資料URL：<https://sukoyaka21.mhlw.go.jp/>

照会先 厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課 Tel：03-5253-1111（内線4973） E-mail： boshihoken@mhlw.go.jp

成果物一覧

別紙

※・・・「主な成果物」のうち、健やか親子 21 のホームページに掲載している成果物

	調査研究課題名	実施主体	掲載 URL	主な成果物
1	不妊治療中の方への里親・特別養子縁組の情報提供方法に関する研究	株式会社キャンサーキャン	https://cancerscan.jp/news/1114/	○不妊治療に携わる医療者のための「不妊治療中の方への特別養子縁組制度・里親制度に関する情報提供の手引き」(※) ○特別養子縁組制度・里親制度に関するポスター(※) ○特別養子縁組制度・里親制度に関する情報提供リーフレット(※)
2	母子保健分野の栄養施策等に関する海外への情報発信に資する調査研究	PwC コンサルティング合同会社	https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/tack-record/assets/pdf/r3cc-report-30.pdf	○母子保健分野の栄養施策等に関する海外への情報発信に資する調査研究報告書 ○プレゼンテーション資料 ○諸外国の健康・栄養課題の統計データ整理表 ○日本、諸外国及び国際機関の栄養施策を経年的に整理した資料
3	我が国の電子的な母子保健ツールと活用に関する実態調査	株式会社野村総合研究所	https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2022/mcs/social_security/0331_7	○電子的な母子保健ツールの活用状況に関する調査報告書 ○我が国の電子的な母子保健ツールと活用に関する事例集
4	諸外国における母子保健制度の仕組みと他制度との連携やリスクアセスメント方法に関する実態調査	PwC コンサルティング合同会社	https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/tack-record/assets/pdf/r3cc-report-32.pdf	○諸外国の母子保健施策や統計データに関する調査研究報告書 ○諸外国における妊産婦健診・乳幼児健診等の概況資料
5	母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの在り方に関する調査研究	国立研究開発法人産業技術総合研究所	https://staff.aist.go.jp/kota.takaoka/research/mhlw_parent/ChildHealth.html	○特に支援を必要とする子ども・家庭・妊産婦の的確な把握を目指すアセスメントツール（試行版）(※) ○調査研究報告書
6	オンラインコンテンツを活用した、妊産婦	公益社団法人日本産婦人科医会	https://mcmc.jaog.or.jp/pregnants/session/	○妊娠を考える時期から始まり、妊娠中、分娩を控えて、また分娩

	等に対する情報提供に関する調査研究		ons/42	後の子育ての時期における視聴を想定した妊産婦の教育用動画
7	幼児期からの性教育に対する保護者の意識調査および効果的な情報提供方法についての検証	Siblings 合同会社	https://meiiku.com/mhlw_guide/	○乳幼児期の性に関する情報提供—保健師や親子に関わる専門職のための手引き(※) ○調査研究報告書
8	子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究	株式会社キャンサーキャン	https://cancerscan.jp/news/1115/	○事業報告書 ○支援の手引き(自治体担当者向け、産科医療機関・小児医療機関スタッフ向け)(※) ○情報提供リーフレット
9	プレコンセプションケア体制整備に向けた相談・研修ガイドライン作成に向けた調査研究	有限責任監査法人トーマツ	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-preconceptioncare.html	○性と健康の相談支援に向けた手引書(※) ○プレコンセプションケア体制整備に向けた相談・研修ガイドライン作成に向けた調査研究報告書
10	難治性不妊の病態と新規医療技術の評価・分析に基づく不妊症診療の質向上と普及に資する研究	国立大学法人東京大学	https://www.gynecology-htu.jp/refractory/	○治療の難しい不妊症のためのガイドブック(※)

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
不妊治療中の方への里親・特別養子縁組の情報提供方法に関する研究

株式会社 キャンサースキャン

調査目的：

政府において、不妊治療については、経済的な支援のほかに、子どもを育てたいと望む家庭に対して、里親制度・特別養子縁組制度（以下、「当該制度」とする）について選択肢の一つとして情報提供を行うこととしている。一方で、不妊治療実施医療機関における、患者への当該制度に関する情報提供の実施は、施設によってばらつきが大きいと考えられる。また、不妊治療中の患者にとっては、当該制度に関する話題は非常にデリケートなものであり、その情報提供は慎重に行われる必要があるが、その方法などに関する一定の知見もない。

本調査研究では、不妊治療実施医療機関における当該制度に関する情報提供の実施実態を把握すると共に、好事例の収集や海外等の文献レビューを通して、不妊治療実施医療機関における、当該制度についての望ましい情報提供のあり方を検討すると共に、現場において活用頂ける情報提供の手引きや情報提供資材の開発を通して、適切な情報提供の促進につなげていくことを目的とする。

事業概要：

本調査研究は、実態把握等のための調査と、それらの調査結果を踏まえた、不妊治療実施医療機関における当該制度に関する情報提供の促進に資する「情報提供の手引き」及び「情報提供資材」の開発からなる。事業の推進・検討にあたっては、当該制度に係る様々な立場の有識者による研究会を設置し、助言を得た。

- 実態把握のための調査：
 - ヒアリング調査（不妊治療実施医療機関5か所を対象）
 - 実態把握のためのアンケート調査（不妊治療実施医療機関704か所を対象）
 - インタビュー調査（当該制度を通して家族となった当事者4名を対象）
- 本調査研究で作成した成果物：
 - 不妊治療中の方等への特別養子縁組制度・里親制度に関する情報提供の手引き
 - 情報提供資材（ポスター及び情報提供リーフレット）

調査及び検討内容の整理と効果として期待される事から：

調査から、不妊治療実施医療機関において当該制度に関する情報提供を行なっている医療機関は47.5%にとどまり、半数以上の医療機関においては情報提供が行われていないことが明らかとなった。また、情報提供を実施している医療機関においても、その方法にはばらつきがあり、すべての患者に情報を得る機会が確保されている訳ではなかった。79.6%の医療機関が「患者にとって必要な情報提供である」と考える一方で、「医療者の情報・知識が足りない」（72.9%）、「どのような方法で情報提供をすることが適切かわからない」（65.9%）といったことが情報提供実施の障壁となっていた。

こうした調査結果を踏まえ、情報提供をする上で医療者に必要な知識/ノウハウをわかりやすく整理した「情報提供の手引き」と、現場でそのまま活用できる「情報提供資材」を作成した。これらの成果物が、不妊治療に携わる医療者に活用されることで、適切なタイミングで必要な情報提供が行われ、子どもを育てたいと望む家庭において、もう一つの子育ての選択肢として当該制度の認知の向上に繋がることが期待される。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

母子保健分野の栄養施策等に関する海外への情報発信に資する調査研究

<実施主体名>

PwC コンサルティング合同会社

【目的】

東京栄養サミット（2021年12月開催）において、日本の経験や知見を共有するために活用する「プレゼンテーション資料」を作成し、国際貢献に繋げることに、また、今後の政策検討のための基礎資料を作成し、日本の母子保健分野におけるさらなる栄養改善に資する提言を取りまとめることを目的として実施した。

【概要】

- ① 国内外の母子保健施策に関する定量・定性調査の実施
 - 定量調査：日本と諸外国の母子保健に関する統計データを比較
 - 定性調査：日本と諸外国の母子保健分野の政策を時系列に沿って整理し比較
- ② プレゼンテーション資料の作成
 - 「東京栄養サミットにおいて発信すべき日本の強み」について①の結果を分析し、その結果を基にプレゼンテーション資料を作成
 - プレゼンテーション資料は日本語・英語・仏語の概要版、詳細版、計6種類を作成
- ③ 日本の課題の把握、整理
東京栄養サミット厚生労働省主催イベントでご発表された有識者に後日、ヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、以下の2つの観点から分析
 - (1) 「低中所得国への知見共有」における方向性
 - (2) 「日本の母子保健分野における栄養施策」の課題
- ④ 事業検討委員会の開催
上記①～③の業務を適切に遂行するために、委員6名・オブザーバー2名からなる事業検討委員会を設置、全4回開催

【結果】

- ✓ 2021年12月7、8日に東京栄養サミットが開催され、厚生労働省主催イベントにおいて、上記②で作成したプレゼンテーション資料の一部が活用された
- ✓ 日本の課題や今後期待される取組等を以下のように整理した
 - (1) 「低中所得国への知見共有」における方向性
専門職育成のための体制整備や母子保健サービスの質を評価する仕組み等、日本が共有可能な知見は、低中所得国の社会資源の課題の解決に寄与し、最終的に、低中所得国における対象者の栄養課題の解決にも繋がると考えられる
 - (2) 「日本の母子保健分野における栄養施策」の課題
「若年女性のやせ・低栄養」「低出生体重児の増加」「経済格差を背景にした栄養格差」といった国内の母子保健分野に関わる栄養課題に対して、妊娠前からの健康的なからだづくりや、地域における栄養・食事支援を充実させること等により、解決に取り組むことが期待される

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

我が国の電子的な母子保健ツールと活用に関する実態調査

<実施主体名>

株式会社野村総合研究所

本調査研究事業では、母子保健情報の電子化に向けた検討の基礎となる資料を作成していく事を目的に、地方自治体の調査、国民を対象とした調査、民間事業者の調査の3方向からの調査を実施した。以下にその概要を示す。

地方自治体の調査は、アンケート調査とヒアリング調査を実施した。アンケート調査は、全国1,741の自治体に対し、電子的な母子保健ツールの導入・利用状況や、未導入自治体の導入検討状況、導入自治体の導入前、導入後の課題等を聴取した。その結果、全国の自治体において電子的な母子保健ツールを導入している自治体は約42.1%であり、半数程度に留まっていることが分かった。

さらに、未導入自治体や導入自治体においても、コスト負担、人員の確保、業務負荷の一時的増加等が導入やさらなる活用への課題であることが判明した。また、ヒアリング調査では、主要な電子的な母子保健ツールの事業者及び個人に関わるデータをうまく活用している事業者から、先進的な6自治体をご紹介いただき、アプリの機能や導入の経緯、取組の成果、今後の展望などについて伺った。その結果、アンケートから示唆された人員確保や業務負荷の一時的増加等の課題に対し、事前からステークホルダー調整を綿密に行う自治体や、自治体内での連携によってスムーズに導入した自治体の事例等が存在し、他の自治体の参考になると考えられる。

国民を対象とした調査では、電子母子手帳のユーザー/非ユーザー、婦人科系アプリのユーザー/非ユーザーを対象に合計2,000の回答を得た。電子母子手帳や婦人科系アプリの利用実態や感じている利便性、またアプリ利用における課題などを調査した。

事業者を対象とした調査では、公開情報からの情報整理と個別アンケートを実施し、わが国に存在する母子保健分野でのアプリ/サービスの全体像を整理した。

このような調査結果を踏まえ、電子的な母子保健ツールを利用することで、ユーザーはいつでもどこでも母子健康情報が確認できることや、アプリを通じて家族観での情報共有ができること、また地方自治体にとっては、自治体の情報発信を、アプリを通じて行うことができることや、申請・予約等を、アプリを通じて行うことができること等双方にメリットがあると考えられる。

上記のように、電子的な母子保健ツールにメリットもあるが、電子的な「母子健康手帳」として認めるには課題もある。電子母子手帳アプリの要件統一、データの保管・管理に関するルール策定、転居への対応等である。また、こうした“公式として認める”ための課題に加えて、実際に運用するための課題もある。自治体の経済的負担に関するハードル、普及・周知のハードル、第三者機関との連携に関するハードル等である。こうした要素を踏まえつつ、本格的な電子母子手帳の運用についての議論が待たれるところである。

<調査研究報告書タイトル>

諸外国における母子保健制度の仕組みと他制度との連携やリスクアセスメント方法に関する実態調査

<実施主体名>

PwC コンサルティング合同会社

【目的】

日本の母子保健制度は、母子保健法施行後に母子健康手帳や乳幼児健診など、日本独自の施策により、各種施策の推進、周産期医療や小児医療等の体制整備等の取組を進めており、妊産婦死亡率や乳幼児死亡率は世界有数の低率国となっている。一方で、近年では児童虐待や子どもの貧困問題など母子保健に求められる課題は複雑化し、子どもの身体的発育の支援だけでなく、家族全体の心理社会的な課題への対応が求められている。そこで本事業では、公表資料をもとに、諸外国での妊娠中から子育て家庭に対する母子保健施策の実態や心理社会的な課題に対する施策の方法、社会福祉や学校制度など他制度との連携方法などの実態を調査することを目的として実施した。

【概要】

諸外国での妊娠中から子育て家庭に対する母子保健施策の実態や心理社会的な課題に対する施策の方法、社会福祉や学校制度など他制度との連携方法などの実態について、国内・海外文献等の公表資料に基づいて調査を行った。調査対象国の選定にあたっては、我が国における課題整理や今後の施策検討に資するよう、母子保健施策について先進的な取組を行っている国、もしくは我が国と同じアジア諸国として、以下の10か国を選定した。

- 調査客体：アメリカ、ニュージーランド、フィンランド、スウェーデン、フランス、ドイツ、オランダ、イギリス、韓国、台湾
- 調査内容：基本情報、妊産婦健診・乳幼児健診、妊娠期から子育て期の継続した支援、関連機関等との連携、母子保健情報の把握・共有、その他トピックス等

【結果】

諸外国での妊娠中から子育て家庭に対する母子保健施策の実態や心理社会的な課題に対する施策の方法、社会福祉や学校制度など他制度との連携方法などの実態について、諸外国における特徴を把握することができた。これにより、今後、我が国の実情に応じた妊娠中から子育て家庭に対する切れ目のない支援を検討・推進するための必要な法的整備や支援体制等を整理するにあたって、参考となる取組を整理することができた。

なお、本調査では、公表されている文献・資料を基に情報を収集・整理した。連邦制を採っている国においては州ごとに対応が異なるため、州ごとの実態を把握するためには別途調査が必要である。また、制度・ガイドライン上の情報を整理したものであるため、実際にどの程度実施されているのか、どのような成果となっているのか、現場でどのような課題が生じているのか等については、別途現地ヒアリング等を通じた深掘りの調査が必要である。

<調査研究報告書タイトル>

母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの在り方に関する調査研究

【副題】

- (a) 母子保健活動で利用されている問診票等を参照したアセスメント候補項目リストの作成
- (b) 全国調査によるアセスメント候補項目の予備的評価
- (c) 特に支援・介入が必要な、子ども・家庭・妊産婦を把握するためのアセスメントツール構成案の構成

<実施主体名>

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

(以下、調査研究報告書の概要を記載。)

本事業の根幹たる目的は、妊娠届出時・母子手帳交付時や、新生児訪問事業、各種乳幼児健康診査等の母子保健活動のなかで、児童虐待を含む子どもの不適切養育の発生や、保護者の心身不調等なんらかの理由に基づく養育上の不調の発生が危惧される状況(以下、社会的リスク)を的確に捉え、慎重なアセスメントを促し、必要な支援や介入につなげ、児童虐待等の予防ならびに早期発見を実現することである。当該目的を達成するために、(1)すでに各種母子保健で利用されているアセスメントツールや文献情報等から、社会的リスクに関連しうるアセスメント項目を可能な限り広範に収集し、(2)全国市区町村・児童相談所を対象とする全国調査によって各項目に定量的な評価を与え、(3)アセスメントツールの素案構成と予測的妥当性の基礎評価を実施し、(4)国際的な指針や実務的視点からツールを精査した。これらの手続きにより、特に妊娠期の母子保健活動での利用を想定したアセスメントツールの構成案と、乳幼児期の母子保健活動での利用を想定したアセスメントツールの構成案が作成された。アセスメント項目の収集では、全国市区町村の母子保健主管部門から提出された問診票やアセスメントツール(1812箇所から提出された6472書式)に加え、各種関連先行文献・資料等から項目を抽出し(一次抽出:638項目)、意味的な類似性等を考慮して統合した(204項目)。これにより、妊娠期から乳幼児期にかけて利用可能な、心理社会的側面を含めた多面的なアセスメント観点が抽出された。そして、収集されたアセスメント項目を利用した全国調査を実施し、各項目に対して定量的な評価を加えた。具体的には、全国市町村母子保健主管部門、全国市町村児童虐待相談対応部門、児童相談所児童虐待対応部門を対象に、事例単位でのアセスメント項目該当情報を収集し、各項目の該当状況と社会的リスク項目(アウトカム)の該当状況との関連を分析した。これらの結果は、本報告書ならびに別添資料(事業報告サマリー/アセスメント項目情報リスト)に掲載されている。

本事業の調査で得られた各種知見を総括し、母子保健活動で利用可能なアセスメントツールの構成案が作成され、これにあわせて、事業の限界点や成果物の利用方法に関する留意事項等が整理された。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

オンラインコンテンツを活用した、妊産婦等に対する情報提供に関する調査研究

<実施主体名>

公益社団法人日本産婦人科医会

(以下、調査研究報告書の概要を記載。)

コロナ禍にあつて分娩取扱医療機関での母親（両親）学級が中断され、妊産婦へのケアが十分に行き届かない状況下で、医療機関への電話相談や行政への相談が増え、また、産後うつが増加している。そのような社会状況にあつても、妊産婦等の不安に寄り添っていくため、妊娠・出産・子育てについての正確な情報提供が必要である。そこで、コロナ禍にある医療機関などの情報提供を補完するツールとして動画を作成し、妊産婦などが自由に視聴できるようにすることで、不安の軽減につなげることを目的に本事業を実施した。

動画の内容は、妊娠を考える時期から始まり、妊娠中、分娩を控えて、また、分娩後の子育ての時期における視聴を想定した動画を合計10本作成した。女性や妊婦にとって、妊娠した際に何に対して不安を抱くか、妊娠前に知っておくことで不安の軽減に役立つことは無いか、妊娠後の経過中に理解しておくこと、分娩に向けて知っておいて欲しいこと、子育てにあつたって知っておいて欲しいこと、という観点から動画のタイトルを選定して、順にシナリオを作成、動画内容として掲載すべき資料作成を行ったうえで、協力者の意見を聴取して修正を重ね、最終シナリオを作成した。具体的には、「プレコンセプションケア」、「妊娠中の生活1：妊娠したら」、「妊娠とお金と仕事」、「妊娠と食事」、「パートナーと一緒に」、「妊娠中の生活2：出産に向けて」、「妊娠中のメンタルケア」、「吸引分娩と鉗子分娩」、「帝王切開とは?」、「赤ちゃんとの絆づくり」のタイトルで動画を作成した。

この動画はYouTubeとして日本産婦人科医会のホームページ上に公開しており(<https://mcmc.jaog.or.jp/pregnants/sessions/42>)、妊婦が自由に視聴できるようにしている。また、同時にこの動画へのアクセスを促進するために、妊婦にこの動画の存在を知らせるチラシも作成しており、日本産婦人科医会のホームページ上から産科医療機関でダウンロードして印刷して配布可能とした。

さらに、実際の視聴した者に対してアンケート調査を実施し、動画の分かりやすさ、情報が役立ったかについて評価したが、回答の大部分は肯定的な評価であり、この動画が、当初の目的である妊産婦への適切な情報提供に資するものと判断された。この資料の有効活用に向けて、この資料についての広報に引き続き取り組んで行く必要があり、今後、日本産婦人科医会の母子保健部会と連携して取り組んでいく。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

保健師等による幼児等低年齢児の保護者に対する効果的な性教育方法に関する調査研究

実施事業者：性教育サイト「命育」（Siblings 合同会社）

要旨

目的：就学前の子どもを持つ保護者を対象に子どもとの性に関する会話等の現状、情報提供のニーズを把握し、また、保健師等の親子に関わる専門職が乳幼児健診等の日頃の業務を通じた保護者に対する子どもの性に関する情報提供の現状や質問への対応の状況等ニーズを把握することを目的とし、加えて、これらの調査をもとに、保健師等の専門職が保護者からの質問への対応や情報提供に活用できる手引きを作成することとした。

調査概要：3～6歳の未就学児を持つ保護者を対象にしたウェブアンケート調査を実施し、全国の20～49歳の男女2,215人から回答を得た。次に、全国82人の市町村保健師、保健所保健師、助産師、保育士、幼稚園教諭、小児科医を対象に業務内で性に関する子どもからの質問、対応に困る事例等のアンケート調査を行った。また、全国28人の児童心理司、児童福祉司、家庭児童相談所の心理職等を対象とし、性被害にあった子どもにどのような変化がみられるか等についてのアンケート調査を行った。更に、それらのアンケート調査の対象者から性に関する対応を行っている者等を16人抽出し、オンラインで60分程度のインタビューを実施した。

結果：家庭において子どもと性に関する会話を、必要だと思う・やや必要だと思うと回答した保護者は52.6%であったが、子どもから性に関する質問をされて会話をした経験がある保護者は25.6%にとどまった。これまで子どもの性に関する言動で困った経験のある保護者は26.2%で、内容としては、幼児自慰への対応、性器・排泄物等の言葉の連呼、他人のプライベートゾーンへの接触等が挙げられた。専門職への聞き取りでは、乳幼児健康診査、家庭訪問時に幼児自慰、プライベートゾーン、性器の洗い方について聞かれることが多いことがわかった。また、成果物は職歴が浅い職員が活用できるものが望ましいとの意見が複数あった。

考察・結論：調査結果、検討会での複数の有識者の議論等をもとに、親子と関わる専門職が活用できる乳幼児期の性に関する情報提供の手引きを作成した。まずは、専門職が手引きから乳幼児期の子どもの性に関する正しい知識を取得することが望まれる。その上で、保護者に対して、情報のアクセスのしやすさ等に関わらず正しい情報を提供するところが期待される。本手引きが正しい知識の普及啓発に広く活用されるよう望む。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究

株式会社 キャンサーキャン

調査目的：

流産や死産、人工妊娠中絶、病気や不慮の事故等で子どもを亡くした家族へのグリーフケアについては、支援体制の整備や強化が望まれているが、一方で、その整備状況は、それぞれの自治体や医療機関等の現場において、それぞれ異なっている。

本調査研究では、全国の自治体及び医療機関における、（流産・死産・人工妊娠中絶を含めた）子どもを亡くした家族へのグリーフケアの実施実態や、子どもを亡くした家族（特に、これまで明らかになっていなかった人工妊娠中絶を経験した方）の支援ニーズ等を整理した上で、支援の現場において活用頂ける支援の手引きや情報提供リーフレットの開発を通して、今後の支援体制の強化につなげていくことを目的とする。

事業概要：

本調査研究は、実態把握のための調査と、それらの調査結果を踏まえた、医療機関及び自治体において、子どもを亡くした家族へのグリーフケアの推進に資する「支援の手引き」及び「情報提供リーフレット」の開発からなる。事業の推進・検討にあたっては、医療者・子どもを亡くした当事者・自治体担当者といった様々な立場の有識者による研究会を設置し、助言を得た。

- 実態把握のための調査：
 - 人工妊娠中絶を経験した女性を対象としたニーズ調査（インターネット調査）
 - 子どもを亡くした家族への支援体制の実態把握のための自治体調査（悉皆調査）
 - 子どもを亡くした家族へのグリーフケアにおける好事例のヒアリング：自治体及び医療機関を対象に実施
- 本調査研究で作成した成果物：
 - 「支援の手引き」（自治体担当者向け、産科医/小児医療機関スタッフ向けの3種）
 - 子どもを亡くしたご家族に配布・提示する情報提供のためのリーフレット（流産または死産を経験した家族向け、人工妊娠中絶を経験した家族向け、の2種）

調査及び検討内容の整理と効果として期待される事から：

調査から、子どもを亡くした（本事業で行った調査においては、人工妊娠中絶を経験した）女性及び家族の悲嘆は深く、その影響は長期に亘ることが改めて確認された。支援を必要とする人は多いが、その一方で、支援を求める人たちに、必ずしも必要な支援が届いておらず、また、支援体制においても地域差があることも明らかとなった。

多様な支援ニーズに対応すると共に、地域での（元の）生活に戻った後も含めた継続的な支援体制の構築が必要であり、都道府県や市町村、医療機関（産科・小児科、他、精神科領域の専門外来等）、サポートグループ等の機関が、それぞれの専門性や立場に応じて役割を分担し、連携を取りつつ支援を行うことが不可欠である。調査の結果を踏まえて現状の課題を整理すると共に、各関係機関に期待される役割等について検討を行い、子どもの死に立ち会う医療機関（産科/小児科）及び自治体向けの「支援ガイド」と、子どもを亡くした家族に渡すための情報提供リーフレットを作成した。これらの成果物が、子どもを亡くした家族の支援に携わる方々に広く活用されることで、子どもを亡くした悲嘆に向き合う家族への支援体制の促進に繋がることを期待される。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

プレコンセプションケア体制整備に向けた相談・研修ガイドライン作成に向けた調査研究報告書

<実施主体名>

有限責任監査法人トーマツ

【本調査研究事業の実施背景】

令和3年2月に閣議決定された『成育医療等基本方針』において「男女を問わず相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケアに関する体制整備を図る」とされている。また、令和4年度には、従来の女性健康支援センター事業、健康教育事業等を組み替えた「性と健康の相談センター事業」が開始されるのに伴い、各自治体がプレコンセプションケアの取組を総合的に推進する際に活用できる手引書が必要とされる。

【本調査研究事業の目的】

都道府県・政令指定都市・中核市（以下、都道府県等という）におけるプレコンセプションケアに関連する事業実施状況及び体制等について実態を把握すること、今後都道府県等がプレコンセプションケアを推進する際に有用となる手引書を作成することを目的とした。

【本調査研究の内容】

調査 A 都道府県等アンケート調査

プレコンセプションケアに関連する事業の実施状況等を把握するために129自治体（47都道府県、20政令指定都市、62中核市）を対象にアンケート調査を実施した。106自治体からの回答を分析し、分析結果を手引書作成に活用した。

調査 B-1 有識者ヒアリング調査

都道府県等の関係機関との連携や切れ目のない支援等の取組に関する情報収集を目的として、研究会の有識者3名にヒアリングを実施した。

調査 B-2 都道府県等ヒアリング調査

手引書の中の事例集作成のため、プレコンセプションケアに関する取組の経緯、実施状況、関連組織との連携、事業推進の工夫や課題等について、計11件にヒアリングを実施した。

研究会の開催

有識者（9名）からの助言等を得るため全3回の研究会を実施した

【本調査研究の結果】

調査結果より、都道府県等のプレコンセプションケアに関連する取組状況は、地方公共団体の区分や地域の実情により異なり、50%以上の都道府県等がプレコンセプションケアへの取組の実施を検討している段階であることがわかった。そのため手引書では、様々な状況の都道府県等が参考にできるように取組の背景・契機、実施体制、関係機関との連携や役割、事業内容、事業の効果や課題、そして特に「切れ目のない支援」や「関係機関との連携」に着目し、各ステージにおける多様な取組を紹介した。

【本調査研究のまとめ】

都道府県等は、プレコンセプションケアの体制整備に向けて関係機関、住民に対しての周知に取り組むとともに、①自治体内の関係部署や関係機関と連携した体制の構築、②専門人材の確保や関係者の育成、③ライフコースやライフステージに応じた支援体制の構築、④思春期を対象とした保健教育の充実や教育機関との連携、⑤プレコンセプションケアの体制整備に向けたPDCAサイクルに沿った事業・取組の推進の5つの役割や取組が期待される。

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

<調査研究報告書タイトル>

「難治性不妊の病態と新規医療技術の評価・分析に基づく不妊症診療の質向上と普及に資する研究」調査研究報告書

<実施主体名> 国立大学法人 東京大学

不妊治療、特に生殖補助医療によって妊娠し出生する児は年々増加し、不妊治療の保険適用の社会潮流と合わせて生殖医療の普及や質の向上の社会的要請が高まっている。生殖医療技術の進歩はめざましく、日本では新規の生殖医療技術が導入されるとすぐに実地で活用され発展してきたという歴史的経緯がある。2021年に刊行された生殖医療ガイドラインによって多くの生殖補助医療技術が標準化されることになったが、その一方で、エビデンスが十分でない、あるいは、明らかとなっていない生殖医療技術が依然存在しており、また生殖医療が有効でない、あるいは、治療が困難な難治性不妊と呼ばれる病態の存在が明らかとなってきた。本調査研究事業では、新規の生殖医療技術や難治性不妊について、エビデンスを収集し、難治性不妊の病態分析、新規生殖医療技術や難治性不妊に対する診断・治療の有効性や最新の研究成果の調査・分析を実施した。また、上記の調査研究によって得られた最新かつ正確な医学的情報に基づいて、難治性不妊や新規生殖医療技術についての一般向け・不妊患者向けの情報提供資材作成を行った。具体的には、難治性不妊症の病態及び新規生殖医療技術として15項目に着目し、①難治性不妊における病態と医療技術に関する一般向け情報提供資材の実態調査、②難治性不妊における病態と医療技術に関するエビデンス調査、③生殖医療実施施設における、難治性不妊の病態とその医療技術の実態調査および科学的解析研究、④難治性不妊における病態と医療技術に関する一般向け情報提供資材作成、の4つを行った。

調査研究①において抽出された情報は、生殖医療に関連する主要学会による情報だけでなく、生殖医療実施施設が独自に作成した一般向け・患者向けの情報の存在が明らかとなったが、その一方で、難治性不妊や新規生殖医療技術に特化した一般向けの情報提供ツールは存在しないこと、患者が疾患・治療法に関する最新で正確な医学的情報を独自に収集することが極めて困難であることが判明した。難治性不妊や新規生殖医療技術に関する一般向けの情報提供資材を用いて、積極的に情報発信する必要性が見出された。調査研究②では難治性不妊や新規生殖医療技術についての現時点でのエビデンスを整理し、難治性不妊の診断・治療の状況や新規医療技術の位置づけが示された。調査研究③では、生殖医療実施施設である東京大学医学部附属病院において行われている難治性不妊や新規医療技術に関する実態と最新の研究成績を調査し、難治性不妊の診断・治療や新規医療技術に関する現在の進捗状況と近い将来の展望が明らかとなった。調査研究①～③を踏まえて、調査研究④として難治性不妊や新規生殖医療技術に関する最新の情報をわかりやすく盛り込んだ一般向け情報提供資材を作成した。

作成した一般向け情報提供資材「治療の難しい不妊症のためのガイドブック」は、東京大学医学部附属病院女性診療科・産科/女性外科ホームページやヘルスケアラボ（厚生労働科学研究費補助金により設立された女性の健康についての情報提供サイト）で一般公開を行うとともに、不妊専門相談センターや生殖医療実施施設等へ配布を行い、生殖医療の現場で広く活用を促す。本研究調査により、難治性不妊や新規生殖医療技術についての患者を含む一般的な理解が促進され、生殖医療の円滑な遂行につながることを期待される。

子母発 0721 第 1 号
令和 4 年 7 月 21 日

都道府県
各 政 令 市 母子保健主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長

「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について

新生児聴覚検査については、「新生児聴覚検査の実施について」（平成 19 年 1 月 29 日雇児母発第 0129002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）により行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

ついては、本通知の内容を御了知の上、管内市町村及び関係団体等に対する周知につき御配意願いたい。

【別紙】新旧対照表

下線部分は、改正部分

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児母発第 0129002 号 平成 19 年 1 月 29 日</p> <p>[改正経過] 平成 28 年 3 月 29 日 雇児母発 0329 第 2 号 平成 28 年 9 月 30 日 雇児母発 0930 第 3 号 平成 29 年 12 月 28 日 子母発 1228 第 1 号 令和 2 年 3 月 31 日 子母発 0331 第 3 号 <u>令和 4 年 7 月 21 日 子母発 0721 第 1 号</u></p> <p>各 都道府県 政 令 市 母子保健主管部（局）長 殿 特 別 区</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長</p> <p style="text-align: center;">新生児聴覚検査の実施について</p> <p>聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。 このため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれては、下記に御留意の上、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いする。</p> <p>都道府県におかれては、本通知の内容を御了知の上、新生児聴覚検査の意義等に係る管内広域にわたる周知啓発や、療育機関や医療機関等の関係機関との連携体制づくり等について、積極的な取組と管内市町村への指導を行っていただくようお願いする。また、医療機関に対する周知啓発に当たっては、別添 1 及び別添 2 の資料を参考とされたい。</p>	<p style="text-align: right;">雇児母発第 0129002 号 平成 19 年 1 月 29 日</p> <p>[改正経過] 平成 28 年 3 月 29 日 雇児母発 0329 第 2 号 平成 28 年 9 月 30 日 雇児母発 0930 第 3 号 平成 29 年 12 月 28 日 子母発 1228 第 1 号 令和 2 年 3 月 31 日 子母発 0331 第 3 号</p> <p>各 都道府県 政 令 市 母子保健主管部（局）長 殿 特 別 区</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長</p> <p style="text-align: center;">新生児聴覚検査の実施について</p> <p>聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。 このため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれては、下記に御留意の上、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いする。</p> <p>都道府県におかれては、本通知の内容を御了知の上、新生児聴覚検査の意義等に係る管内広域にわたる周知啓発や、療育機関や医療機関等の関係機関との連携体制づくり等について、積極的な取組と管内市町村への指導を行っていただくようお願いする。また、医療機関に対する周知啓発に当たっては、別添 1 及び別添 2 の資料を参考とされたい。</p>

なお、新生児聴覚検査費については、平成 18 年度をもって国庫補助を廃止し、平成 19 年度より市町村に対して地方交付税措置が講じられてきたところであるが、令和 4 年度には、市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施実態を踏まえ、これまでの少子化対策に関する経費の内数としての算定から、保健衛生費における算定に変更し、新生児聴覚検査費として所要の金額が計上されたことを申し添える。

おって、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添える。

記

1 新生児聴覚検査の実施について

(1) 市町村は、聴覚検査方法の開発の進展や新生児期に聴覚能力を判定できる検査機器の普及等により、大半の医療機関において聴覚能力をスクリーニングできる体制が整備されている状況を踏まえ、管内の全ての新生児に対し新生児聴覚検査が実施されるよう、次の取組を行うよう努めること。

① 新生児の訪問指導や乳幼児全戸訪問等の際に、母子健康手帳を活用し、以下を行うこと。

ア 新生児聴覚検査の受診状況を確認し、検査を受けていない児がいた場合、保護者等に対し、検査の受診勧奨を行うこと。その際、病院の外来で検査を受診できる機関も併せて案内する。

なお、当該機関の把握に際しては、都道府県が主催する協議会などを活用するなどにより、情報収集を行う。

イ 新生児聴覚検査の受診結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うこと。

なお、検査の結果、支援が必要と判断された児に対する療育は、遅くとも生後 6 か月頃までに開始されることが望ましいこととされていることから、その時期までに管内の新生児を含む全ての乳児に対し受診状況の確認を行うよう努めること。

また、確認した受診状況等については、市町村においてとりまとめ、継続的な検査実施状況等（受診者数、未受診

なお、新生児聴覚検査事業については、平成 18 年度をもって国庫補助を廃止し、平成 19 年度の地方財政措置において、「少子化対策に関する地方単独措置」として総額において大幅な拡充がなされることにより、所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置されたことを申し添える。

おって、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添える。

記

1 新生児聴覚検査の実施について

(1) 市町村は、聴覚検査方法の開発の進展や新生児期に聴覚能力を判定できる検査機器の普及等により、大半の医療機関において聴覚能力をスクリーニングできる体制が整備されている状況を踏まえ、管内の全ての新生児に対し新生児聴覚検査が実施されるよう、次の取組を行うよう努めること。

① 新生児の訪問指導や乳幼児全戸訪問等の際に、母子健康手帳を活用し、以下を行うこと。

ア 新生児聴覚検査の受診状況を確認し、検査を受けていない児がいた場合、保護者等に対し、検査の受診勧奨を行うこと。その際、病院の外来で検査を受診できる機関も併せて案内する。

なお、当該機関の把握に際しては、都道府県が主催する協議会などを活用するなどにより、情報収集を行う。

イ 新生児聴覚検査の受診結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うこと。

なお、検査の結果、支援が必要と判断された児に対する療育は、遅くとも生後 6 か月頃までに開始されることが望ましいこととされていることから、その時期までに管内の新生児を含む全ての乳児に対し受診状況の確認を行うよう努めること。

また、確認した受診状況等については、市町村においてとりまとめ、継続的な検査実施状況等（受診者数、未受診

者数、受診率、検査結果、要支援児数等)の把握に活用すること。

② 新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を積極的に図ること。

(2) 市町村は、(1)の取組を行うに当たって、検査により把握された要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるよう、別添2の新生児聴覚検査の流れを参考とすること。

2 周知啓発

市町村は、周知啓発に当たり次に留意すること。

(1) 市町村は、リファーマ(要再検)となった児の保護者について、精密検査を要する際や、難聴と診断された場合に、精密検査機関のリスト(別添2参照)やロードマップ等を活用して、遅滞なく精密検査を受検できるよう勧奨することが望ましい。

なお、ロードマップの作成に当たっては、平成31年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成された「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書」(以下「手引き書の例」という。)を参考とすること。

(2) 精密検査後の療育については、児のニーズに応じた選択肢(手話、補聴器、人工内耳等)などの情報提供を適切に行う。

なお、情報提供するための選択肢については、都道府県が設置する協議会を活用するなど、都道府県や関係機関と連携し、地域資源の把握に努めること。

(3) 新生児聴覚検査の目的や検査方法等について、保護者又は関係者等に対して、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ること。

(4) 母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両(母)親学級等の機会を活用し、住民に対し新生児聴覚検査についての普及啓発を行うこと。

3 関係機関の連携等

(1) 都道府県は、管内の市町村において、新生児に対する検査が適切に実施され、検査により把握された要支援児及びその保護者に対する多面的な支援が円滑に行われるよう、行政機関、療育機関、医療機関、教育機関、地域の医師会、患者会等の関係機関・関係団体から構成される協議会を開催し、都道府県単位で

者数、受診率、検査結果、要支援児数等)の把握に活用すること。

② 新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を積極的に図ること。

(2) 市町村は、(1)の取組を行うに当たって、検査により把握された要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるよう、別添2の新生児聴覚検査の流れを参考とすること。

2 周知啓発

市町村は、周知啓発に当たり次に留意すること。

(1) 市町村は、リファーマ(要再検)となった児の保護者について、精密検査を要する際や、難聴と診断された場合に、精密検査機関のリスト(別添2参照)やロードマップ等を活用して、遅滞なく精密検査を受検できるよう勧奨することが望ましい。

なお、ロードマップの作成に当たっては、平成31年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成された「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書」(以下「手引き書の例」という。)を参考とすること。

(2) 精密検査後の療育については、児のニーズに応じた選択肢(手話、補聴器、人工内耳等)などの情報提供を適切に行う。

なお、情報提供するための選択肢については、都道府県が設置する協議会を活用するなど、都道府県や関係機関と連携し、地域資源の把握に努めること。

(3) 新生児聴覚検査の目的や検査方法等について、保護者又は関係者等に対して、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ること。

(4) 母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両(母)親学級等の機会を活用し、住民に対し新生児聴覚検査についての普及啓発を行うこと。

3 関係機関の連携等

(1) 都道府県は、管内の市町村において、新生児に対する検査が適切に実施され、検査により把握された要支援児及びその保護者に対する多面的な支援が円滑に行われるよう、行政機関、療育機関、医療機関、教育機関、地域の医師会、患者会等の関係機関・関係団体から構成される協議会を開催し、都道府県単位で

連携体制を構築すること。

協議会においては、市町村における実施状況等（公費負担の実施、検査の受診者数・未受診者数・受診率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）や医療機関における検査の実施状況等を把握し、必要な対策について協議すること。

(2) 市町村は、公費負担に係る産科医療機関からの請求書などを通して、検査日時・受検結果・検査機器・リファー（要再検）の状況を把握するよう努める。

その際、医療機関と連携する中で、詳細な報告書を得られる場合には、リファー（要再検）となった児に対して、医療機関が紹介した精密検査機関名等を把握するよう努めること。

(3) (1) の連携体制のもとで、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施できるよう、手引き等を作成することが望ましい。その際、手引き書の例を参考にすること。

(4) 検査結果等の個人情報の取扱いには十分留意すること。

【別添1】(略)

【別添2】(略)

連携体制を構築すること。

協議会においては、市町村における実施状況等（公費負担の実施、検査の受診者数・未受診者数・受診率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）や医療機関における検査の実施状況等を把握し、必要な対策について協議すること。

(2) 市町村は、公費負担に係る産科医療機関からの請求書などを通して、検査日時・受検結果・検査機器・リファー（要再検）の状況を把握するよう努める。

その際、医療機関と連携する中で、詳細な報告書を得られる場合には、リファー（要再検）となった児に対して、医療機関が紹介した精密検査機関名等を把握するよう努めること。

(3) (1) の連携体制のもとで、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施できるよう、手引き等を作成することが望ましい。その際、手引き書の例を参考にすること。

(4) 検査結果等の個人情報の取扱いには十分留意すること。

【別添1】(略)

【別添2】(略)

(改正後全文)

雇児母発第 0129002 号
平成 19 年 1 月 29 日

[改正経過] 平成 28 年 3 月 29 日 雇児母発 0329 第 2 号
平成 28 年 9 月 30 日 雇児母発 0930 第 3 号
平成 29 年 12 月 28 日 子母発 1228 第 1 号
令和 2 年 3 月 31 日 子母発 0331 第 3 号
令和 4 年 7 月 21 日 子母発 0721 第 1 号

都道府県
各 政 令 市 母子保健主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

新生児聴覚検査の実施について

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。

このため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれては、下記に御留意の上、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いする。

都道府県におかれては、本通知の内容を御了知の上、新生児聴覚検査の意義等に係る管内広域にわたる周知啓発や、療育機関や医療機関等の関係機関との連携体制づくり等について、積極的な取組と管内市町村への指導を行っていただくようお願いする。また、医療機関に対する周知啓発に当たっては、別添 1 及び別添 2 の資料を参考とされたい。

なお、新生児聴覚検査費については、平成 18 年度をもって国庫補助を廃止し、平成 19 年度より市町村に対して地方交付税措置が講じられてきたところであるが、令和 4 年度には、市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施実態を踏まえ、これまでの少子化対策に係る経費の内数としての算定から、保健衛生費における算定に変更し、新生児聴覚検査費として所要の金額が計上されたことを申し添える。

おって、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添える。

記

1 新生児聴覚検査の実施について

(1) 市町村は、聴覚検査方法の開発の進展や新生児期に聴覚能力を判定できる検査機

器の普及等により、大半の医療機関において聴覚能力をスクリーニングできる体制が整備されている状況を踏まえ、管内の全ての新生児に対し新生児聴覚検査が実施されるよう、次の取組を行うよう努めること。

① 新生児の訪問指導や乳幼児全戸訪問等の際に、母子健康手帳を活用し、以下を行うこと。

ア 新生児聴覚検査の受診状況を確認し、検査を受けていない児がいた場合、保護者等に対し、検査の受診勧奨を行うこと。その際、病院の外来で検査を受診できる機関も併せて案内する。

なお、当該機関の把握に際しては、都道府県が主催する協議会などを活用するなどにより、情報収集を行う。

イ 新生児聴覚検査の受診結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うこと。

なお、検査の結果、支援が必要と判断された児に対する療育は、遅くとも生後6か月頃までに開始されることが望ましいこととされていることから、その時期までに管内の新生児を含む全ての乳児に対し受診状況の確認を行うよう努めること。

また、確認した受診状況等については、市町村においてとりまとめ、継続的な検査実施状況等（受診者数、未受診者数、受診率、検査結果、要支援児数等）の把握に活用すること。

② 新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を積極的に図ること。

(2) 市町村は、(1)の取組を行うに当たって、検査により把握された要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるよう、別添2の新生児聴覚検査の流れを参考とすること。

2 周知啓発

市町村は、周知啓発に当たり次に留意すること。

(1) 市町村は、リファーマ（要再検）となった児の保護者について、精密検査を要する際や、難聴と診断された場合に、精密検査機関のリスト（別添2参照）やロードマップ等を活用して、遅滞なく精密検査を受検できるよう勧奨することが望ましい。

なお、ロードマップの作成に当たっては、平成31年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業で作成された「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書」（以下「手引き書の例」という。）を参考とすること。

(2) 精密検査後の療育については、児のニーズに応じた選択肢（手話、補聴器、人工内耳等）などの情報提供を適切に行う。

なお、情報提供するための選択肢については、都道府県が設置する協議会を活用するなど、都道府県や関係機関と連携し、地域資源の把握に努めること。

(3) 新生児聴覚検査の目的や検査方法等について、保護者又は関係者等に対して、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ること。

(4) 母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両（母）親学級等の機会を活用

し、住民に対し新生児聴覚検査についての普及啓発を行うこと。

3 関係機関の連携等

- (1) 都道府県は、管内の市町村において、新生児に対する検査が適切に実施され、検査により把握された要支援児及びその保護者に対する多面的な支援が円滑に行われるよう、行政機関、療育機関、医療機関、教育機関、地域の医師会、患者会等の関係機関・関係団体から構成される協議会を開催し、都道府県単位で連携体制を構築すること。

協議会においては、市町村における実施状況等（公費負担の実施、検査の受診者数・未受診者数・受診率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）や医療機関における検査の実施状況等を把握し、必要な対策について協議すること。

- (2) 市町村は、公費負担に係る産科医療機関からの請求書などを通して、検査日時・受検結果・検査機器・リファーマ（要再検）の状況を把握するよう努める。

その際、医療機関と連携する中で、詳細な報告書を得られる場合には、リファーマ（要再検）となった児に対して、医療機関が紹介した精密検査機関名等を把握するよう努めること。

- (3) (1) の連携体制のもとで、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施できるよう、手引き等を作成することが望ましい。その際、手引き書の例を参考にすること。
- (4) 検査結果等の個人情報の取扱いには十分留意すること。

【別添1】

医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項

1 検査体制の整備

- (1) 分娩取扱機関においては、必要な検査機器の整備及び検査担当者の配置、又は、検査を実施する医療機関との連携体制の構築により、出生児に対し新生児聴覚検査を早期に実施できる体制を整えること。
- (2) 精密検査を実施する医療機関は、精密検査の結果、異常があると認められた児に対する療育が早期に開始されるよう、療育機関との連携体制の構築を図ること。

2 検査機関における対応

- (1) 新生児聴覚検査を実施する機関（以下「検査機関」という。）は、検査の実施に当たり、保護者に誤解や過剰な不安感を与えないよう、保護者に対し、検査の目的・内容・方法についてわかりやすく説明するよう努めること。
- (2) 検査機関は、検査の結果、リファー（要再検）のケースについては、保護者に対し十分な説明を行うよう努めること。
- (3) 検査機関は、保護者に説明し同意を得た上で、母子健康手帳に検査機器・検査年月日・結果等を記録すること若しくは検査結果の写しを添付すること、又は、検査結果の写しを保護者に渡すことに努めること。指定養育医療機関において、聴覚検査を実施する場合においても同様であること。

3 検査時期

- (1) 分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後3日以内に行う初回検査の結果、リファー（要再検）のケースについては、おおむね生後1週間以内に確認検査を行うこと。
- (2) 分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施しない場合は、出生児が退院後可能な限り早期に検査を受診できるよう、検査機関との連携を図ること。
- (3) 精密検査は、遅くとも生後3か月頃までに実施することが望ましいこと。精密検査を実施する機関は、予約待機時間等、診断に遅れが生じないように配慮すること。
- (4) 精密検査の結果、支援が必要と判断された児については、保護者に、児のニーズに応じた療育の選択肢（手話、補聴器、人工内耳等）等の適切な情報提供を行ったうえで、遅くとも生後6か月頃までに療育が開始されることが望ましいこと。
- (5) 未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、(1)から(4)までにかかわらず、医師により適切に判断されることが望ましいこと。

4 検査方法

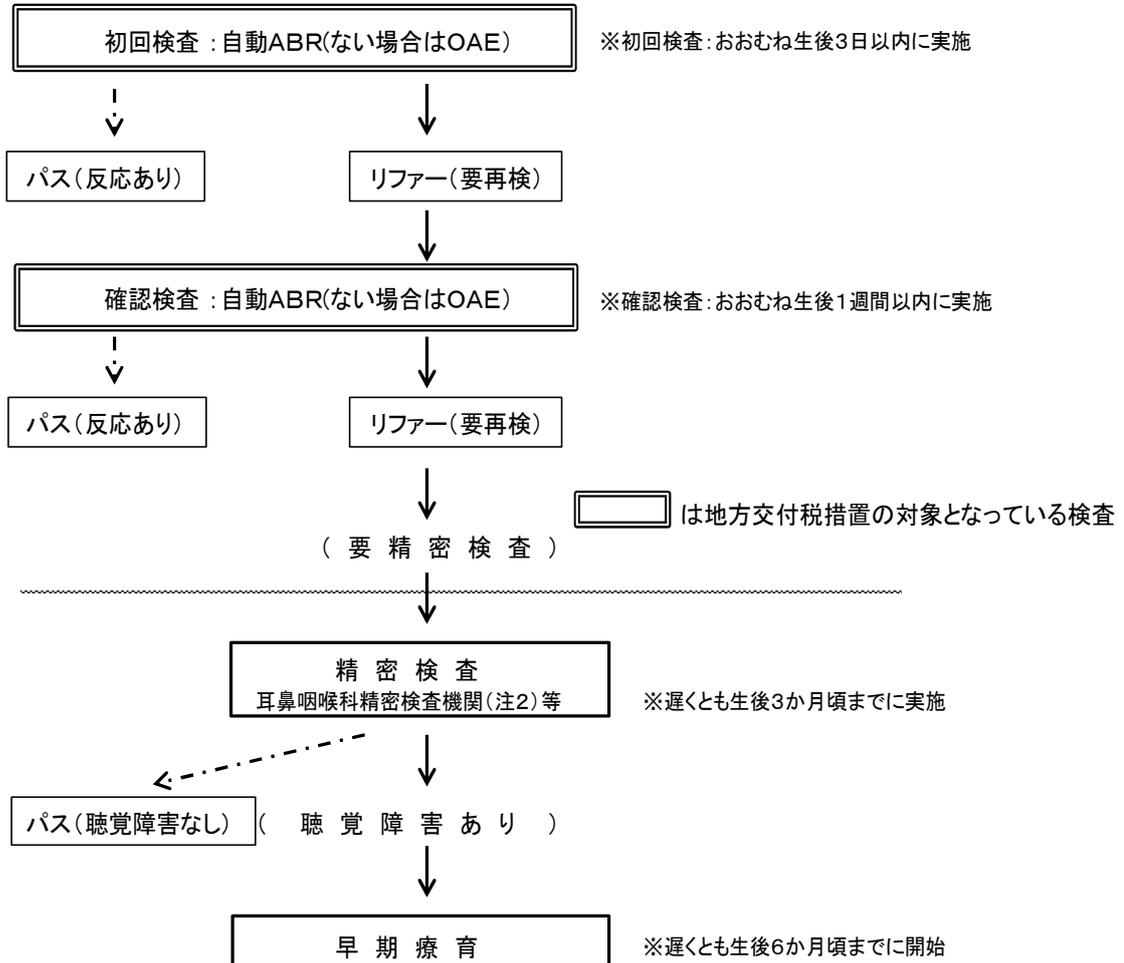
聴神経難聴スペクトラム（Auditory neuropathy spectrum disorders (ANS D)）では、内耳機能は正常又は正常に近いため耳音響放射検査（OAE）ではパス（反応あり）となるものの、聴神経機能は異常であるため自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）ではリファー（要再検）となる。このため、初回検査及び確認検査は自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）で実施することが望ましいこと。

5 その他

検査機関は、新生児聴覚検査の精度の維持向上を図ることが望ましいこと。

【別添2】

新生児聴覚検査の流れ



注1: 未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、上記にかかわらず、医師により適切に判断されることが望ましい。

注2: 日本耳鼻咽喉科学会が定める「新生児聴覚スクリーニング後の精密検査機関リスト」を参照すること。

<http://www.jibika.or.jp/citizens/nanchou.html>

< 用語解説 >

新生児聴覚検査

…新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査

自動ABR(自動聴性脳幹反応(Automated Auditory Brainstem Response))

…新生児聴覚スクリーニング用の聴性脳幹反応検査。自動判定機能をもたせるもので、判定基準は35dBに設定される

ABR(聴性脳幹反応(Auditory Brainstem Response))

…睡眠下に刺激音を聴かせて頭皮上から得られる聴性電位変動で、聴覚脳幹機能を評価する検査

OAE(耳音響放射(Otoacoustic Emissions))

…内耳から外耳道へ放射される微弱な音信号を集音して得られる反応で、内耳有毛細胞機能を評価する検査

事務連絡
令和4年7月21日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新生児聴覚検査費に係る受検者の経済的負担の軽減について

平素より、母子保健行政に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要であり、現在、各都道府県、市町村が連携して当該検査の実施体制の整備に取り組んでいるものと承知しております。

新生児聴覚検査について、家庭の経済状況に関わらず全ての新生児を対象として実施するためには、当該検査費用の公費負担を行い、受検者の経済的負担の軽減を積極的に図ることが重要です。また、令和3年3月に立ち上げた難聴児支援に携わる有識者等で構成された検討会において、本年2月にとりまとめられた「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」では、各都道府県において地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画に盛り込むことが考えられる事項として、「市区町村が検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図れるよう働きかけ等を行うこと」をお示ししたところです。

厚生労働省で実施している「新生児聴覚検査の実施状況等調査」では、令和元年度時点で、出生児数に対する受検者数の割合は90.8%となっている一方、当該検査費用の公費負担を実施している市町村は52.6%となっています。

新生児聴覚検査費については、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成19年度より市町村に対して地方交付税措置が講じられてきたところですが、令和4年度には、市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施実態を踏まえ、これまでの少子化対策に係る経費の内数としての算定から、保健衛生費における算定に変更し、新生児聴覚検査費として市町村の標準団体(人口10万人)

当たり 935 千円が計上されたところです。

各市町村におかれましては、難聴児の早期発見・早期療育推進のため、当該検査費用の公費負担について積極的に取り組み、受検者の経済的負担の軽減を図っていただくようお願い申し上げます。また、各都道府県におかれましても、管内市町村の当該検査の実施状況を把握し、実施体制の整備の取組が進むよう、引き続き必要な支援を行っていただくよう併せてお願いいたします。

なお、各市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施状況については、今後も国において継続的に実態調査を実施する予定であるため、念のため申し添えます。

新生児聴覚検査について

1. 目的

聴覚障害は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施するための体制整備を進め、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ることを目的とする。

2. 財政支援

① 令和3年度まで

- 平成12年度より、予算補助として実施
- 平成19年度より、一般財源化し、「**少子化対策に関連する経費**」の内数として**地方交付税措置**

② 令和4年度

- 新生児聴覚検査の費用について、各市町村における聴覚検査の公費負担の実態を踏まえ、保健衛生費における算定に変更し、**新生児聴覚検査費として市町村の標準団体（人口10万人）当たり935千円**を計上。

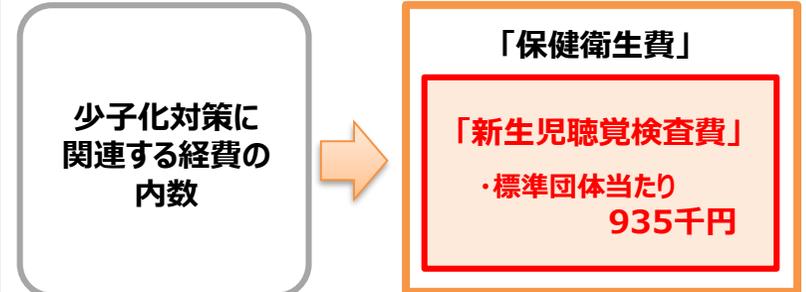
③ 地方交付税措置のイメージ

<令和3年度まで>

「少子化対策に関連する経費」の内数として措置

<令和4年度>

新たに新生児聴覚検査費として標準団体当たり935千円を計上

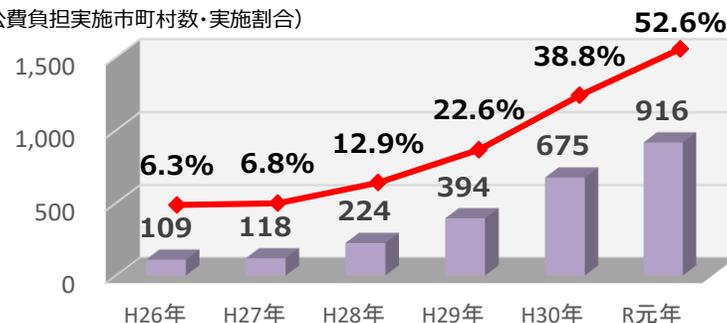


※令和4年度における金額

3. 公費負担の実施状況及び受検率の推移

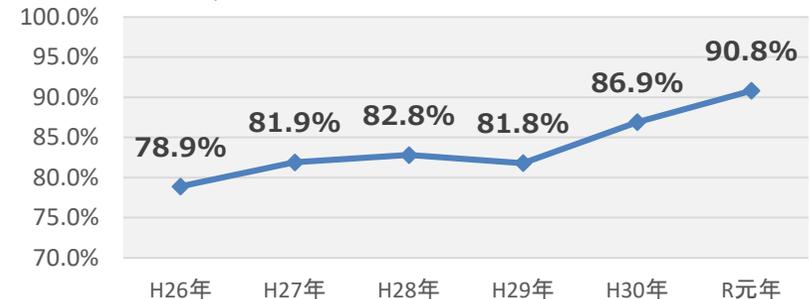
(1) 公費負担の実施状況の推移

(公費負担実施市町村数・実施割合)



(2) 受検率の推移 (受検の有無を把握している市町村のうち、受検者数を集計している市町村のデータ)

(受診率 (受検者数/出生児数))



(出典：厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ)

事務連絡
令和4年7月22日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各指定都市財政担当課

御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
総務省自治財政局調整課

新生児聴覚検査費に係る地方交付税措置について

新生児聴覚検査費については、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成19年度より市町村に対して地方交付税措置を講じてきたところですが、令和4年度には、市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施実態を踏まえ、これまでの少子化対策に係る経費の内数としての算定から、保健衛生費における算定に変更し、新生児聴覚検査費として市町村の標準団体（人口10万人）当たり935千円を計上していますのでお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市町村に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省から、各都道府県、市町村、特別区母子保健主管部（局）宛てに、別添のとおり令和4年7月21日付け事務連絡「新生児聴覚検査費に係る受検者の経済的負担の軽減について」（厚生労働省子ども家庭局母子保健課）を発出しておりますので、念のため申し添えます。

【担当】

厚生労働省子ども家庭局母子保健課 野田、松村

電話：03-3595-2544

総務省自治財政局調整課 武田

電話：03-5253-5618

事務連絡
令和4年7月21日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新生児聴覚検査費に係る受検者の経済的負担の軽減について

平素より、母子保健行政に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要であり、現在、各都道府県、市町村が連携して当該検査の実施体制の整備に取り組んでいるものと承知しております。

新生児聴覚検査について、家庭の経済状況に関わらず全ての新生児を対象として実施するためには、当該検査費用の公費負担を行い、受検者の経済的負担の軽減を積極的に図ることが重要です。また、令和3年3月に立ち上げた難聴児支援に携わる有識者等で構成された検討会において、本年2月にとりまとめられた「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」では、各都道府県において地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画に盛り込むことが考えられる事項として、「市区町村が検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図れるよう働きかけ等を行うこと」をお示ししたところです。

厚生労働省で実施している「新生児聴覚検査の実施状況等調査」では、令和元年度時点で、出生児数に対する受検者数の割合は90.8%となっている一方、当該検査費用の公費負担を実施している市町村は52.6%となっています。

新生児聴覚検査費については、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成19年度より市町村に対して地方交付税措置が講じられてきたところですが、令和4年度には、市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施実態を踏まえ、これまでの少子化対策に係る経費の内数としての算定から、保健衛生費における算定に変更し、新生児聴覚検査費として市町村の標準団体(人口10万人)

当たり 935 千円が計上されたところです。

各市町村におかれましては、難聴児の早期発見・早期療育推進のため、当該検査費用の公費負担について積極的に取り組み、受検者の経済的負担の軽減を図っていただくようお願い申し上げます。また、各都道府県におかれましても、管内市町村の当該検査の実施状況を把握し、実施体制の整備の取組が進むよう、引き続き必要な支援を行っていただくよう併せてお願いいたします。

なお、各市町村における新生児聴覚検査の公費負担の実施状況については、今後も国において継続的に実態調査を実施する予定であるため、念のため申し添えます。

新生児聴覚検査について

1. 目的

聴覚障害は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施するための体制整備を進め、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ることを目的とする。

2. 財政支援

① 令和3年度まで

- 平成12年度より、予算補助として実施
- 平成19年度より、一般財源化し、「**少子化対策に関連する経費**」の内数として**地方交付税措置**

② 令和4年度

- 新生児聴覚検査の費用について、各市町村における聴覚検査の公費負担の実態を踏まえ、保健衛生費における算定に変更し、**新生児聴覚検査費として市町村の標準団体（人口10万人）当たり935千円**を計上。

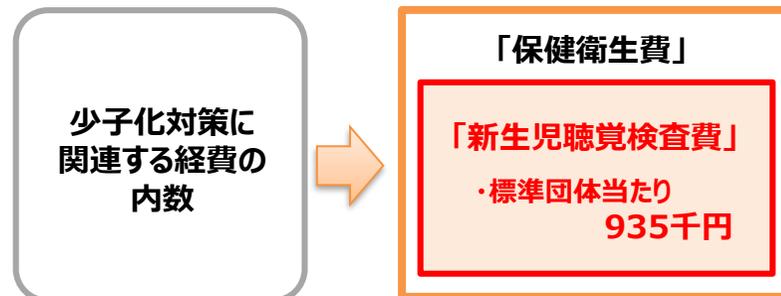
③ 地方交付税措置のイメージ

<令和3年度まで>

「少子化対策に関連する経費」の内数として措置

<令和4年度>

新たに新生児聴覚検査費として標準団体当たり935千円を計上



※令和4年度における金額

3. 公費負担の実施状況及び受検率の推移

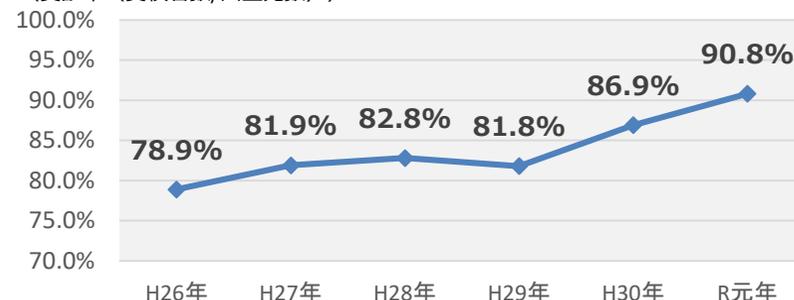
(1) 公費負担の実施状況の推移

(公費負担実施市町村数・実施割合)



(2) 受検率の推移 (受検の有無を把握している市町村のうち、受検者数を集計している市町村のデータ)

(受診率 (受検者数/出生児数))



(出典：厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ)

事務連絡
令和4年7月22日

各

都	道	府	県
市	町		村
特	別		区

 母子保健主管部（局） 御中
児童福祉主管部（局）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

令和4年度 母子保健指導者養成研修事業の開催について

母子保健行政及び児童福祉行政の推進につきましては、かねてより格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別紙のとおり、母子保健指導者養成研修会を開催することとしましたのでお知らせします。

研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ライブ配信及びオンデマンド配信によるオンライン研修といたします。ライブ配信はグループワークを実施するため先着50名を予定しています。受講に当たっては、ライブ配信をご希望の場合はお一人ずつお申し込みください。オンデマンド配信をご希望の場合は、複数人を一括して申し込みも可能です。

各研修の受講の受付は、本研修事業の業務を委託している日本総合研究所（再委託先ハイズ）の特設ウェブサイト https://highz-inc.co.jp/boshihoken_r4にて、7月26日（火）より開始する予定です。申込みの詳細は、ウェブサイトでご確認をお願いします。

各都道府県及び市区町村におかれましては、研修内容により貴所属関係部署へ周知していただきますようお願いいたします。

【本研修に関する問い合わせ先】

○（株）日本総合研究所

担当 今川・菅

E-mail : UN_6121_group@jri.co.jp

○厚生労働省子ども家庭局母子保健課

田村・内田・久保

TEL : 03-3595-2544

令和4年度 母子保健指導者養成研修会 一覧

別紙

	研修内容	開催日程・方法 (予定)	申込み 締切
1	妊産婦のメンタルヘルスケアと産後ケア事業に関する研修	ライブ配信: 令和4年9月12日(月) オンデマンド配信: 9月26日(月) ～10月25日(火)	ライブ配信: 8月12日 オンデマンド配信: 9月22日
2	NIPT等の出生前検査に関する研修	ライブ配信: 令和4年10月5日(水) オンデマンド配信: 10月19日(水) ～11月18日(金)	ライブ配信: 9月5日 オンデマンド配信: 10月18日
3	母子保健施策を通じた児童虐待予防に関する研修	ライブ配信: 令和4年10月24日(月) オンデマンド配信: 11月7日(月) ～12月6日(火)	ライブ配信: 9月22日 オンデマンド配信: 11月4日
4	性と健康の相談(プレコンセプションケア)に関する研修	ライブ配信: 令和4年9月26日(月) オンデマンド配信: 10月11日(火) ～11月10日(木)	ライブ配信: 8月26日 オンデマンド配信: 10月7日
5	子どものこころの問題に関する研修	ライブ配信: 令和4年11月10日(木) オンデマンド配信: 11月24日(木) ～12月23日(金)	ライブ配信: 10月11日 オンデマンド配信: 11月22日
6	データを活用した母子保健施策に関する研修	ライブ配信: 令和4年11月28日(月) オンデマンド配信: 12月12日(月) ～令和5年1月11日(水)	ライブ配信: 10月28日 オンデマンド配信: 12月9日
7	児童福祉施設給食関係者研修	ライブ配信: 令和4年11月2日(水) オンデマンド配信: 11月16日(水) ～12月15日(木)	ライブ配信: 10月3日 オンデマンド配信: 11月15日

※各研修は、上記の日程は予定であり、変更となることがあります。詳細は、研修の特設ウェブサイトをご確認ください。

※研修の順番と実際の配信日時の順は一致しておりませんので、日時をよくお確かめのうえ、申込みをしてください。

令和4年度 厚生労働省母子保健指導者養成研修

研修1 妊産婦のメンタルヘルスケアと産後ケア事業に関する研修

実施要領

1. 研修の目的

出産・子育てをめぐる環境の変化が進む中、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、支援につなげていくことが求められている。また、妊娠・出産を機に、母親にメンタルヘルスの不調がもたらされることがあり、産後ケア事業等において、出産後の母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、安心して子育てができるよう、妊産婦への利用促進に向けた普及・周知が望まれる。本研修では、周産期のメンタルヘルスに関する基礎知識や関係機関との連携及び産後ケア事業の事例を学ぶことで、地域特性に合わせた事業を実施するとともに、心身の不調や育児不安を抱えた母親を適切な支援につなげていくことを目的とする。

2. 主催者

厚生労働省（実施団体：株式会社日本総合研究所）

3. 対象者

- ・都道府県・市区町村母子保健担当者及び自治体において産後ケア事業を中心的に担っている方（または産後ケア事業の実施に向けて中心的な役割を担っている方）
- ・自治体の委託を受けている産後ケア事業実施施設の職員

4. 実施形態

ライブ配信形式とオンデマンド配信形式で実施する。

1) ライブ配信形式

- ・オンライン（Zoom）での実施とし、50名の参加者を募集する。
- ・行政説明、講義、事例発表の様子をリアルタイムで配信するとともに、ブレイクアウトルーム機能を利用してグループワークを行う。

2) オンデマンド配信形式

- ・ライブ配信時に撮影した映像を編集し、特設サイトにおいて配信する。
- ※グループワークはオンデマンド配信には含まない。

5. 実施日時及び配信期間

- ・ライブ配信日時：令和4年9月12日（月）
- ・オンデマンド配信期間：令和4年9月26日（月）～10月26日（水）

6. ライブ配信プログラム

	研修プログラム	講師	時間	プログラムの内容
①	行政説明 母子保健行政の動向	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課	9:30～ 10:00	最近の母子保健行政の動向
②	講義 妊産婦のメンタルヘルスケア	千葉大学社会精神保健 教育研究センター/医療 法人学会木村病院 渡邊 博幸 氏	10:05～ 11:05	母子保健活動において必要な周産期におけるメンタルヘルスの基礎知識と実際の対応について
③	講義 産後ケアの必要性と その実際	あきやま子ども クリニック 秋山 千枝子 氏	11:10～ 12:10	産後ケア事業の必要性やその実際について
④	事例紹介 産後ケア事業の実際 山梨県での実施	山梨県子育て支援局 子育て政策課 大船 朋美 氏	13:00～ 13:30	山梨県における産後ケア事業展開の役割について紹介
⑤	事例紹介 富山市産後ケア事業 の取組と、広域連携 市町村からの受け入れ について	富山県富山市 こども家庭部 こども健康課 副主幹 高木 絹枝 氏	13:35～ 14:05	富山市の広域受け入れの取組の現状と課題について紹介
⑥	グループワーク 産後ケア事業の現 状・課題、課題解決に 向けて	(ファシリテーター) あきやま子ども クリニック 秋山 千枝子 氏	14:15～ 16:15	各自治体における、産後ケア事業の現状と課題の共有及び課題解決の方策についてグループワーク

※ライブ配信のみグループワークを実施。オンデマンド配信では、①～⑤までを編集し配信。

※当日、質疑応答は行いません。

令和4年度 厚生労働省母子保健指導者養成研修 研修2 NIPT等の出生前検査に関する研修

実施要領

1. 研修の目的

母体血を用いた非侵襲性出生前遺伝学的検査（NIPT）については、日本産婦人科学会が策定した指針を受け、平成25年から関係学会等の連携の下、日本医学会の認定制度に基づき実施されてきた。

しかしながら近年様々な情報がインターネット上において発信されており、誰もが容易に出生前検査に係る情報へのアクセスが可能となっているが、信憑性を欠く情報も散見される。出生前検査の情報提供は特定の専門家のみが関わるのではなく、自治体の相談窓口等においても、妊婦等に対する正しい情報の提供や、都道府県等においては性と健康の相談センター事業などを活用した、出生前検査に係る相談窓口の整備が求められている。また、情報提供にあたっては、トリソミーと診断された方々やその家族に十分に配慮することが必要であり、障害福祉部局と連携し出産後の支援を行うことも重要である。

本研修では、NIPT等の検査及びトリソミーのある方の暮らしについて正しく理解することで、悩みや不安を持つ妊婦や家族等への支援が適切に行えることを目的とする。

2. 主催者

厚生労働省（実施団体：株式会社日本総合研究所）

3. 対象者

- ・都道府県・市区町村母子保健担当者及び障害保健福祉担当者
- ・性と健康の相談センター事業*担当者及び自治体の委託を受けている事業実施施設職員
※女性健康支援センター事業や不妊相談センター事業を組み替えたもの

4. 実施形態

ライブ配信形式とオンデマンド配信形式で実施する。

1) ライブ配信形式

- ・オンライン（Zoom）での実施とし、50名の参加者を募集する。
- ・行政説明、講義、事例発表の様子をリアルタイムで配信するとともに、ブレイクアウトルーム機能を利用してグループワークを行う。

2) オンデマンド配信形式

- ・ライブ配信時に撮影した映像を編集し、特設サイトにおいて配信する。
※グループワークはオンデマンド配信には含まない。

5. 実施日時及び配信期間

- ・ライブ配信日時：令和4年10月5日（水）
- ・オンデマンド配信期間：令和4年10月19日（水）～11月18日（金）

6. ライブ配信プログラム

	研修プログラム	講師	時間	プログラムの内容
①	行政説明 母子保健行政の動向	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課	10:00～ 10:30	最近の母子保健行政の動向
②	講義 NIPT 等出生前検査 の基礎知識	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課	10:35～ 11:05	NIPT 等出生前検査の基礎知識について
③	講義 出生前検査における 自治体での支援	北九州市 堀 優子 氏	11:10～ 12:10	自治体における出生前検査に関する情報提供 と保健師として求められる役割について
④	講義 NIPT の対象となる トリソミーについて	関西大学人間健康学部 人間健康研究科 植田 紀美子 氏	13:00～ 14:00	13、18、21 トリソミーについての知識と自治 体の保健師による支援について
⑤	グループワーク トリソミーのある子 どもへの支援（家族 支援含む）について	（ファシリテーター） 関西大学人間健康学部 人間健康研究科 植田 紀美子 氏	14:10～ 16:00	家族支援も含めた母子保健と障害福祉部門と の連携の現状と課題について

※ライブ配信のみグループワークを実施。オンデマンド配信では、①～④までを編集し配信。

※当日、質疑応答は行いません。

令和4年度 厚生労働省母子保健指導者養成研修 研修3 母子保健施策を通じた児童虐待予防に関する研修

実施要領

1. 研修の目的

母子保健を取り巻く状況は、従来の母子保健が担ってきた役割やその範囲が広がるとともに複雑になってきている。特に、児童虐待予防においては、妊娠期から母子保健担当者が切れ目なく関わることは重要とされ、出生後の新生児訪問や乳幼児健康診査等の母子保健事業と併せて各関係機関とのより一層の連携強化が求められている。日頃から各関係機関と連携して子どもとその家族への支援を行うためには、それぞれの役割を理解しておくことは重要であり、本研修では、各関係機関の保健師等の役割について理解し、日頃から連携を図るとともに児童虐待防止に活かすことを目的とする。

2. 主催者

厚生労働省（実施団体：株式会社日本総合研究所）

3. 対象者

- ・都道府県・市区町村母子保健担当者及び児童福祉担当者
- ・児童相談所保健師
- ・性と健康の相談センター事業*担当者及び自治体の委託を受けている事業実施施設職員
※女性健康支援センター事業や不妊相談センター事業を組み替えたもの

4. 実施形態

ライブ配信形式とオンデマンド配信形式で実施する。

1) ライブ配信形式

- ・オンライン（Zoom）での実施とし、50名の参加者を募集する。
- ・行政説明、講義、事例発表の様子をリアルタイムで配信するとともに、ブレイクアウトルーム機能を利用してグループワークを行う。

2) オンデマンド配信形式

- ・ライブ配信時に撮影した映像を編集し、特設サイトにおいて配信する。
※グループワークはオンデマンド配信には含まない。

5. 実施日時及び配信期間

- ・ライブ配信日時：令和4年10月24日（月）
- ・オンデマンド配信期間：令和4年11月7日（月）～12月6日（火）

6. ライブ配信プログラム

	研修プログラム	講師	時間	プログラムの内容
①	行政説明 母子保健行政の動向	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課	9:30～ 10:00	最近の母子保健行政の動向
②	講義 妊娠期からの児童虐待 予防の取組	あいち小児保健医療総 合センター 山崎 嘉久 氏	10:05～ 11:05	妊娠期のアセスメント（アセスメントシートの 紹介と活用を含む）とハイリスク妊婦・特定妊 婦への支援について
③	講義 児童相談所保健師の 役割と市町村母子保 健担当との連携	神奈川県小田原児童相 談所 山本 恵子 氏	11:10～ 12:10	児童相談所保健師の役割と実際、市町村の母子 保健担当者との連携について（特定妊婦（要対 協での連携）や出生後の支援についての事例、 担当者会等の取組も含む）
④	事例紹介 性と健康の相談セン ターにおける特定妊 婦支援の実際	NPO法人 MCサポー トセンターみくみえ 松岡 典子 氏	13:00～ 13:30	性と健康の相談センター事業での特定妊婦支 援に重点を置いた相談から支援の事例紹介
⑤	事例紹介 地域における母子保 健と児童福祉部門と の連携	大阪府高槻市 子ども未来部 子ども保健課 副主幹 山下 典子 氏	13:35～ 14:05	大阪府高槻市における母子保健と児童福祉の 連携（母子保健の視点から）について
⑥	事例紹介 児童虐待対応医療ネ ットワーク事業の紹 介	埼玉県立小児医療セン ター 地域連携・相談支援セン ター 紫藤 直美 氏	14:10～ 14:40	埼玉県における児童虐待対応医療ネットワー ク事業の概要と関係機関との連携事例の紹介
⑦	グループワーク ハイリスク母子への 対応及び母子保健と 児童福祉部門の連携 の実際	（ファシリテーター） 大阪公立大学大学院 横山 美江 氏	14:50～ 16:50	母子保健活動の中で関わりが難しいハイリス ク母子への対応の課題や母子保健と児童福祉 部門の連携の実際について検討。連携して上手 く対応できた例の共有、困難を感じる点、今後 その課題をどのように解決するかグループワ ークを実施

※ライブ配信のみグループワークを実施。オンデマンド配信では、①～⑥までを編集し配信。

※当日、質疑応答は行いません。

令和4年度 厚生労働省母子保健指導者養成研修 研修4 性と健康の相談（プレコンセプションケア）に関する研修 実施要領

1. 研修の目的

令和3年2月に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」では、「男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなどプレコンセプションケア（※）に関する体制整備を図る。」と記載されており、今後、性・生殖に関する正しい知見の普及や相談の場の提供等を推進する必要がある。本研修では、講義やグループワークをとおして、プレコンセプションケアに関する基礎知識等を習得し、性に関する正しい知識の普及啓発や性に関する相談の場の確保など、自治体におけるプレコンセプションケアの体制整備の推進に寄与することを目的とする。

※女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組をいう。

2. 主催者

厚生労働省（実施団体：株式会社日本総合研究所）

3. 対象者

- ・都道府県・市区町村母子保健担当者
- ・性と健康の相談センター事業※担当者及び自治体の委託を受けている事業実施施設職員
- ※女性健康支援センター事業や不妊相談センター事業を組み替えたもの

4. 実施形態

ライブ配信形式とオンデマンド配信形式で実施する。

1) ライブ配信形式

- ・オンライン（Zoom）での実施とし、50名の参加者を募集する。
- ・行政説明、講義、事例発表の様子をリアルタイムで配信するとともに、ブレイクアウトルーム機能を利用してグループワークを行う。

2) オンデマンド配信形式

- ・ライブ配信時に撮影した映像を編集し、特設サイトにおいて配信する。
- ※グループワークはオンデマンド配信なし。

5. 実施日時及び配信期間

- ・ライブ配信日時：令和4年9月26日（月）
- ・オンデマンド配信期間：令和4年10月11日（火）～11月10日（木）

6. ライブ配信プログラム

	研修プログラム	講師	時間	プログラムの内容
①	行政説明 母子保健行政の動向	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課	9:30～ 10:00	最近の母子保健行政の動向
②	講義 妊娠前の健康管理	国立成育医療研究センター周産期・母性診療センター母性内科 診療部長 荒田 尚子 氏	10:05～ 11:05	妊娠前からの健康管理の必要性やその具体的内容について
③	講義 乳幼児期から思春期の性に関する相談支援	都立松沢病院精神科／ 国立成育医療研究センター総合診療部 阪下 和美 氏	11:10～ 12:10	乳幼児期から思春期までの発達を踏まえたプレコンセプションケアの必要性と相談支援の方法について
④	講義 様々な年代のプレコンセプションケアを考える ～児童相談所が関わる事例から～	大阪府中央子ども家庭センター 仁木 敦子 氏	13:00～ 14:00	児童相談所で関わる事例から、様々な年代の性に関する課題と性教育の実際等を紹介する
⑤	事例紹介 母子保健推進協議会から生まれた「生と性のカリキュラム」 ～心豊かにいきいきと生きる力を持つ子どもの成長につなげていくために～	愛知県小牧市保健センター 所長 野口 弘美 氏	14:05～ 14:50	「生と性のカリキュラム」について、その取組のきっかけや具体的内容を紹介。
⑥	グループワーク 効果的かつ実施可能なプレコンセプションケア・キャンペーンを考える	(ファシリテーター) 都立松沢病院精神科／ 国立成育医療研究センター総合診療部 阪下 和美 氏	15:00～ 17:00	公衆衛生的介入を行う方法のひとつに「キャンペーン」がある。乳児期から思春期までのプレコンセプションケアについて、具体的にどのように情報発信していくか、対象と手段を考えながら、グループでアイデアを出し合い、実際にキャンペーンを作成する。

※ライブ配信のみグループワークを実施。オンデマンド配信では、①～⑤までを編集し配信

※当日、質疑応答は行いません。

令和4年度 厚生労働省母子保健指導者養成研修 研修5 子どものこころの問題に関する研修

実施要領

1. 研修の目的

「健やか親子21（第2次）」において「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」を重点課題として掲げており、親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることとしている。しかし、「健やか親子21（第2次）」中間評価等に関する検討会報告書においては、学童期からの個人への対策のみならず、親を含む家族のこころの問題への支援が必要であり、子どもの発達特性も踏まえた上で、医療機関、行政機関、教育機関、民間機関における多職種の連携を深めて行くことが必要であるとされている。本研修では、子どものこころの問題や発達についての知識を身につけることにより、育てにくさを感じる親子に対して、早期の段階から支援が届くよう、必要な知識と技術を習得することを目的とする。

2. 主催者

厚生労働省（実施団体：株式会社日本総合研究所）

3. 対象者

- ・都道府県・市区町村の母子保健担当者
- ・障害保健福祉担当者

4. 実施形態

ライブ配信形式とオンデマンド配信形式で実施する。

1) ライブ配信形式

- ・オンライン（Zoom）での実施とし、50名の参加者を募集する。
- ・行政説明、講義、事例発表の様子をリアルタイムで配信するとともに、ブレイクアウトルーム機能を利用してグループワークを行う。

2) オンデマンド配信形式

- ・ライブ配信時に撮影した映像を編集し、特設サイトにおいて配信する。
- ※グループワークはオンデマンド配信には含まない。

5. 実施日時及び配信期間

- ・ライブ配信日時：令和4年11月10日（木）
- ・オンデマンド配信期間：令和4年11月24日（木）～12月23日（金）

6. ライブ配信プログラム

	研修プログラム	講師	時間	プログラムの内容
①	行政説明 母子保健行政の動向	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課	9:30～ 10:00	最近の母子保健行政の動向
②	講義 健やか親子21における子どもの心の健康対策	山梨大学大学院 山縣 然太郎 氏	10:05～ 11:05	子どもの心と親子の関係性について
③	講義 子どもの心の診療ネットワーク事業の取り組み	国立成育医療研究センター 副院長 ころろの診療部統括部長 小枝 達也 氏	11:10～ 12:10	様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害、災害時の子どもの心の支援体制について
④	事例紹介 育てにくさを抱えた親子を支える三鷹市の取り組み ～家庭の子育て力向上を目ざして～	東京都三鷹市健康福祉部健康推進課 小島 美保 氏	13:00～ 13:30	三鷹市が挑戦する「親としての育ち」・「親子の愛着関係」を支える仕組みづくりについて紹介
⑤	グループワーク 子どもの心の問題に関する現状と課題	国立成育医療研究センター 副院長 ころろの診療部統括部長 小枝 達也 氏 国立成育医療研究センター 山岡 忍 氏	13:40～ 15:40	育てにくさを含む子どもの心の問題についてロールプレイでの実践や各自治体の現状と課題について検討

※ライブ配信のみグループワークを実施。オンデマンド配信では、①～④までを編集し配信。

※当日、質疑応答は行いません。

令和4年度 厚生労働省母子保健指導者養成研修 研修6 データを活用した母子保健施策に関する研修

実施要領

1. 研修の目的

現在、各自治体において「健やか親子21（第2次）」の推進、母子保健計画における「健やか親子21（第2次）」の指標を踏まえた目標設定を依頼しており、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指針においては、「健やか親子21（第2次）」の指標が活用されている。各自治体は、その地域の特性に応じた施策を策定し実施する必要がある。その際、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組を適切に実施する必要がある。本研修では、母子保健データの利活用の知識を身につけ、地域においてPDCAサイクルを適切に構築することで、自治体における事業の評価・立案等に活かすこと目的とする。

2. 主催者

厚生労働省（実施団体：株式会社日本総合研究所）

3. 対象者

- ・都道府県・市区町村の母子保健担当者

4. 実施形態

ライブ配信形式とオンデマンド配信形式で実施する。

1) ライブ配信形式

- ・オンライン（Zoom）での実施とし、50名の参加者を募集する。
- ・行政説明、講義、事例発表の様子をリアルタイムで配信するとともに、ブレイクアウトルーム機能を利用してグループワークを行う。

2) オンデマンド配信形式

- ・ライブ配信時に撮影した映像を編集し、特設サイトにおいて配信する。
- ※グループワークはオンデマンド配信には含まない。

5. 実施日時及び配信期間

- ・ライブ配信日時：令和4年11月28日（月）
- ・オンデマンド配信期間：令和4年12月12日（月）～1月11日（水）

6. ライブ配信プログラム

	研修プログラム	講師	時間	プログラムの内容
①	行政説明 母子保健行政の動向	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課	9:30～ 10:05	最近の母子保健行政の動向
②	講義 母子保健情報の利活用 の視点と地域連携	山梨大学大学院 山縣 然太郎 氏	10:05～ 11:10	母子保健情報の利活用における視点、マイナポータル利活用のあり方と地域連携について
③	講義 母子保健情報の活用 と評価ー地区診断と PDCAー	国立保健医療科学院 上原 里程 氏	11:10～ 12:10	母子保健情報の活用と PDCA サイクルに基づく取組について
④	事例紹介 尼崎市学びと育ち研 究所における EBPM の実践	尼崎市こども青少年局 江上 昇 氏	13:00～ 13:45	尼崎市の学びと育ち研究所の紹介および、データ活用による取組について
⑤	グループワーク 各自治体における母 子保健データの活用	山梨大学大学院 山縣 然太郎 氏	13:55～ 15:55	各自治体の母子保健情報に関する現状や課題を踏まえ、今後の活用等についてグループワーク

※ライブ配信のみグループワークを実施。オンデマンド配信では、①～④までを編集し配信。

※当日、質疑応答は行いません。

令和4年度 厚生労働省母子保健指導者養成研修 研修7 児童福祉施設給食関係者研修

実施要領

1. 研修の目的

生涯にわたる健康づくりの基盤の確保は重要であり、子どもの健やかな成長・発達を支援する観点からも、各地域や児童福祉施設（以下「施設」という。）における栄養管理の改善、食育の推進等が必要である。本研修では、各都道府県・市町村における施設の栄養管理担当者及び施設における給食や栄養管理等に携わる関係者が、施設における栄養管理や食育に関する最新の知見や動向を理解し活用できるようになること、食事の提供の質を向上すること、保護者等に適切な情報を提供すること等を目的として実施する。

2. 主催者

厚生労働省（実施団体：株式会社日本総合研究所）

3. 対象者

- ・児童福祉施設給食関係者等で指導的立場にある方

4. 実施形態

ライブ配信形式とオンデマンド配信形式で実施する。

1) ライブ配信形式

- ・オンライン（Zoom）での実施とし、50名の参加者を募集する。
- ・行政説明、講義、事例発表の様子をリアルタイムで配信するとともに、ブレイクアウトルーム機能を利用してグループワークを行う。

2) オンデマンド配信形式

- ・ライブ配信時に撮影した映像を編集し、特設サイトにおいて配信する。
- ※グループワークはオンデマンド配信には含まない。

5. 実施日時及び配信期間

- ・ライブ配信日時：令和4年11月2日（水）
- ・オンデマンド配信期間：令和4年11月16日（水）～12月15日（木）

6. ライブ配信プログラム

	研修プログラム	講師	時間	プログラムの内容
①	行政説明 母子保健・児童福祉 施策等の動向	厚生労働省 子ども家庭局 母子保健課	10:00～ 10:30	最近の母子保健・児童福祉行政における栄養・食生活に関する施策等の動向
②	講義と事例紹介 乳幼児期の栄養・食 生活の支援（1）	新潟県立大学人間生活 学部 村山 伸子 氏 （事例紹介） 静岡県浜松市こども家 庭部幼児教育・保育課 神谷みどり 氏 静岡県浜松市立寺島保 育園 齋藤直美 氏	10:35～ 12:05	保育所、乳児院、児童養護施設等児童福祉施設 における栄養管理等について
③	講義と事例紹介 乳幼児期の栄養・食 生活の支援（2）	女子栄養大学栄養学部 衛藤 久美 氏	13:00～ 14:30	自治体や保育所等児童福祉施設における、乳幼 児や保護者への栄養・食生活の支援等について
④	事例紹介 保育所における食物 アレルギー対応に関 する取組について	愛知県大府市役所 幼児教育保育課 稲垣 七重 氏 荒池保育園 田中 あや 氏	14:35～ 15:10	自治体による保育所等における食物アレルギー 対応の支援と、自治体の支援を踏まえた管内 の保育所等での食物アレルギー対応について 取組事例を紹介
⑤	グループワーク 給食を通じた、食べ る力を子どもにはぐ くむ支援について	（ファシリテーター） 新潟県立大学人間生活 学部 村山 伸子 氏	15:20～ 17:20	所属する組織の栄養・食生活支援に関する方針 を踏まえつつ、それぞれの現状や課題に対して どういった支援が考えられるか等についてグ ループワーク

※ライブ配信のみグループワークを実施。オンデマンド配信では、①～④までを編集し配信。

※当日、質疑応答は行いません。

令和4年8月3日
子家発 0803 第1号

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 児童福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童虐待対応における児童相談所と法医学教室等の連携強化について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童相談所における児童虐待の対応においては、根拠に基づいた正確な判断を行うことが重要であり、虐待の有無の判断等に際し法医学の観点からの意見を聞くことが有用であることから、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について」（令和2年3月31日子発0331第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、児童相談所と大学における法医学教室等との連携強化をお願いしたところである。

また、直近でも「虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について」（令和4年3月31日子家発0331第5号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）において、児童相談所が医学的助言やセカンドオピニオンを求める際に医師の紹介を受けることができる、法医学会や法医病理学会を含む関係学会を周知したところである。

このような中、本年6月8日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）による児童福祉法（昭和23年法律第164号）の改正により、同法第33条の3の2が新設され、都道府県知事又は児童相談所長は、入所措置等に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学（大学の学部を含む。）、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるものとされ、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないものとされた。なお、本改正は令和6年4月1日に施行される。

同条において、児童相談所長等が協力を求めることができる関係機関の一つとして、「医学に関する大学（大学の学部を含む。）」が規定されている。これは、法医学教室等が、児童虐待対応において児童相談所と連携する機関であることを法令上明確にすることで、児童相談所が法医学教室に対し、児童虐待が疑われる児童の外傷に係る受傷機転及び重症度等に関する意見を求めること、また、児童を法医学教室等に連れて行くことが可能な場合には、全身の診察によりその他の傷の有無についても意見を求めること等、両者の連携の一層の強化を図るものである。

貴職におかれては、本改正の趣旨を御了知いただくとともに、貴管内の児童相談所に対し周知方お願いする。

また、各児童相談所において、虐待事案発生時に迅速に対応できるよう、本改正の施行に先駆けて、法医学教室等との関係構築を図り、より一層の児童虐待対応のための体制の整備を進めていただくようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である。

(参考)

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)
新旧対照表(令和6年4月1日施行)(抄)

○児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第33条の3の2 <u>都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる措置に関して必要があると認めるときは、地方公共団体の機関、病院、診療所、医学に関する大学(大学の学部を含む。)、児童福祉施設、当該措置に係る児童が在籍する又は在籍していた学校その他必要な関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</u></p> <p>1 <u>第26条第1項第2号に規定する措置</u></p> <p>2 <u>第27条第1項第2号若しくは第3号又は第2項に規定する措置</u></p> <p>3 <u>第33条第1項又は第2項に規定する措置</u></p> <p>② <u>前項の規定により都道府県知事又は児童相談所長から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

医政発 0831 第 19 号
健 発 0831 第 3 号
子 発 0831 第 9 号
令和 4 年 8 月 31 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

健康管理システム標準仕様書【第 1.0 版】の策定について（周知）

平素より、厚生労働行政の運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 9 月 1 日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和 3 年法律第 40 号。以下「標準化法」という。）第 8 条に基づき、地方公共団体が利用する地方公共団体情報システム（標準化法第 2 条第 1 項に規定する「地方公共団体情報システム」をいう。以下同じ。）は、標準化基準（標準化法第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する「基準」をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならぬこととされています。

また、健康管理に係る業務支援システムについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）¹において、「令和 4 年（2022 年）夏を目途に標準仕様書を作成する」こととされています。

今般、累次の健康管理システム等標準化検討会、健康管理システム標準仕様書【第 1.0 版】案に係る意見照会等を踏まえ、健康管理システム標準仕様書【第 1.0 版】を策定し、下記のとおり通知いたしますので、関係機関への周知徹底をお願いいたします。

¹ デジタル社会の実現に向けた重点計画(デジタル庁 HP)
<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/>

記

1 健康管理システム標準仕様書【第1.0版】については以下のとおり。

【別添】健康管理システム標準仕様書【第1.0版】

- (別紙1) 業務フロー
- (別紙2—1) 機能・帳票要件
- (別紙2—2) 管理項目
- (別紙3) 帳票詳細要件
- (別紙4) 帳票レイアウト

※なお、当該仕様書一式は、当省HPにて公開しております。

(HPリンク) 標準仕様書(健康管理)

https://www.mhlw.go.jp/stf/kenkou_std.html

2 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件等の策定・公表について

標準化法第7条第1項に規定する「共通する基準」のうち、標準化法第5条第2項第3号イ（電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項）に関して、標準化基準を実現するために必要なデータの項目、属性等及び標準化基準に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）と他の業務システムとの間でデータ連携するための要件、連携方式等を整理する「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」、標準化法第5条第2項第3号ロ（サイバーセキュリティに係る事項）及びニ（イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準）に関して、標準準拠システムのセキュリティ要件等を規定する「地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第1.1版】」及び「地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針」並びに、標準化法第5条第2項第3号ニ（イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準）に関して、標準準拠システムに必要な機能のうち、複数の標準準拠システムに共通する機能要件を規定する「地方公共団体情報システム共通機能に関する標準仕様書【第1.0版】」については、本日、デジタル庁及び総務省において策定・公表される予定となっております。

3 標準準拠システムへの移行に必要となる予算確保、システム調達等について

今後、政府は、標準化法第5条第1項に基づき、地方公共団体情報システムの標

準化の推進を図るための基本的な方針として、「地方公共団体情報システム標準化基本方針【第1.0版】」を作成し、デジタル庁は、標準化法第7条第1項に規定する「共通する基準」のうち、標準化法第5条第2項第3号ハ（クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項）に関する「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」を策定・公表する予定となっております。

健康管理システムを利用する地方公共団体におかれましては、住民サービスの向上及び事務の効率化を実現するため、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、既に策定・公表されている、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】」と併せて、各種仕様書等をご確認いただき、予算確保、システム調達等の準備について適切にご対応いただきますようお願いいたします。

4 留意事項

今後とも根幹となる制度改正のほか、デジタル3原則に基づく業務改革（BPR）、技術の進化や施策の推進等により、各種標準仕様書に追加・変更すべき事項が生じる際等には、健康管理システム標準仕様書を随時改定することとなりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

（参考）国等において策定・公表するその他の仕様書等

- ・ 地方公共団体情報システム標準化基本方針【第1.0版】（令和4年9月以降）
- ・ 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】
- ・ 地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第1.1版】
- ・ 地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針
- ・ 地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】（令和4年9月以降）
- ・ 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第1.0版】

※詳細については、それぞれの仕様書等を作成しているデジタル庁又は総務省へお問い合わせください。

事務連絡
令和4年9月13日

各 都道府県 母子保健主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した
産後ケア事業等の母子保健事業の支援について

平素より、母子保健行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和4年9月9日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、足元の物価高騰に対する追加策等が取りまとめられ、臨時交付金の増額・強化として、臨時交付金の中に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されるとともに、その推奨事業メニューの一つとして、「医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」が掲げられています。また、これを受けて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について」（令和4年9月9日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）（別添）が発出されています。

既に多くの自治体において積極的な取組が行われているところですが、貴部局におかれては、これを踏まえ、産後ケア事業等の母子保健事業の事業者の負担軽減に向けて、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を積極的にご活用いただくようご検討をお願いします。その際、事業者の申請にかかる負担軽減にもご配慮いただくようお願いいたします。

なお、現行の臨時交付金については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A」（第8版／令和4年5月13日）1－6において、交付決定前に着手した事業であっても対象となる旨をお示ししております。

今般創設される「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の制度要綱等の詳細については、近日中に内閣府から別途通知がありますので、追って御連絡いたします。

【本件照会先】

厚生労働省子ども家庭局母子保健課予算係
TEL：03-5253-1111（内線 4977）

令和4年9月 16 日

【照会先】

子ども家庭局母子保健課

予算係 久保・印出井

(代表電話)03(5253)1111 (内線 4977)

(直通電話)03(3595)2544

報道関係者 各位

令和3年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」について

乳幼児等に係る医療費については、国として、医療保険制度において就学前児童の医療費の自己負担を3割から2割に軽減しているところであり、加えて地方自治体独自の助成制度により自己負担の更なる軽減が図られています。

今般、厚生労働省では、各都道府県等における乳幼児等医療費に対する援助の実施状況（令和3年4月1日現在）について調査し、結果を別紙のとおりとりまとめ、各都道府県に報告しましたので、お知らせいたします。

【調査結果のポイント】

- 全ての都道府県及び市区町村が乳幼児等に係る医療費の援助を実施していた。
- 都道府県では、通院、入院ともに就学前までの児童が最も多く、市区町村では、通院が15歳年度末（中学生まで）、入院が18歳年度末（高校生まで）が最も多かった。

乳幼児等医療費に対する援助の実施状況

(令和3年4月1日現在)

1. 都道府県における実施状況

(単位:都道府県)

対象年齢	通院	入院
実施都道府県数計	47	47
4歳未満	3	1
5歳未満	1	0
就学前	23	18
9歳年度末	2	0
12歳年度末	4	6
15歳年度末	9	16
18歳年度末	4	5
その他(※)	1	1

所得制限	通院	入院
所得制限なし	17	18
所得制限あり	29	28
その他(※)	1	1

一部自己負担	通院	入院
自己負担なし	10	12
自己負担あり	36	34
その他(※)	1	1

(※) 交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。
 交付金の規模は12歳年度末までに相当。

◎都道府県別の詳細は別紙2参照

2. 市区町村における実施状況

(単位:市区町村)

対象年齢	通院	入院
実施市区町村数計	1,741	1,741
就学前	40	3
9歳年度末	11	0
12歳年度末	36	28
15歳年度末	832	810
18歳年度末	817	892
20歳年度末	3	3
22歳年度末	2	2
24歳年度末	0	3

所得制限	通院	入院
所得制限なし	1,521	1,524
所得制限あり	220	217

一部自己負担	通院	入院
自己負担なし	1,136	1,222
自己負担あり	605	519

◎市区町村別の詳細は別紙3参照

厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ

都道府県における乳幼児等医療費援助の実施状況

都道府県名	対象年齢		所得制限		一部自己負担	
	通院	入院	通院	入院	通院	入院
北海道	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
青森県	就学前	就学前	○	○	○	○
岩手県 ※1	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
宮城県	就学前	就学前	○	○	—	—
秋田県 ※2	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
山形県	9歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福島県 ※3	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
茨城県	12歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
栃木県 ※4	12歳年度末	12歳年度末	—	—	○	○
群馬県	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	就学前	就学前	○	○	○	○
千葉県	9歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
東京都 ※5	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
神奈川県 ※6	就学前	15歳年度末	○	○	○	○
新潟県 ※7	—	—	—	—	—	—
富山県 ※8	4歳未満	就学前	○	○	○	○
石川県	4歳未満	就学前	○	○	○	○
福井県 ※9	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
山梨県	5歳未満	就学前	—	—	—	—
長野県	就学前	15歳年度末	—	—	○	○
岐阜県	就学前	就学前	—	—	—	—
静岡県	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
愛知県	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
三重県	12歳年度末	12歳年度末	○	○	—	—
滋賀県	就学前	就学前	—	—	—	—
京都府	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	就学前	就学前	○	○	○	○
兵庫県 ※10	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
奈良県	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
和歌山県	就学前	就学前	○	○	—	—
鳥取県	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
島根県	12歳年度末	12歳年度末	○	○	○	○
岡山県	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
広島県	就学前	就学前	○	○	○	○
山口県 ※11	就学前	就学前	○	○	○	○
徳島県	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
香川県	就学前	就学前	○	○	—	—
愛媛県 ※12	就学前	就学前	—	—	○	—
高知県 ※13	就学前	就学前	○	○	○	○
福岡県 ※14	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
佐賀県	就学前	就学前	—	—	○	○
長崎県	就学前	就学前	—	—	○	○
熊本県	4歳未満	4歳未満	○	○	○	○
大分県	就学前	15歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	就学前	就学前	○	—	○	○
鹿児島県 ※15	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
沖縄県	就学前	15歳年度末	—	—	—	—

※1 3歳未満、本人及び主たる生計維持者が市町村民税非課税の場合は一部自己負担なし。

※2 0歳児及び市町村民税所得割非課税世帯は一部自己負担なし。

※3 市町村への補助対象年齢は、小学校就学前及び小学校4年から18歳年度末まで。

※4 乳幼児は一部自己負担なし。

※5 乳幼児は一部自己負担なし。

※6 4歳未満は一部自己負担なし。

※7 交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。

交付金の規模は12歳年度末までに相当。

※8 乳児は一部自己負担なし。

※9 乳幼児は一部自己負担なし。

※10 乳児は所得制限なし。

※11 3歳未満児及び調剤薬局の一部自己負担なし。

※12 3歳未満児は一部自己負担なし。

※13 乳児は所得制限及び一部自己負担なし。

幼児については市町村民税非課税世帯は一部自己負担なし。

※14 3歳未満児については所得制限及び一部自己負担なし。

※15 市町村民税非課税世帯は一部自己負担なし。課税世帯の対象は就学前まで。

市区町村における乳幼児等医療費援助の実施状況

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
北海道	1	札幌市	12歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	2	函館市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
北海道	3	小樽市	12歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	4	旭川市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	5	室蘭市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	6	釧路市	就学前	12歳年度末	○	○	—	○
北海道	7	帯広市	12歳年度末	12歳年度末	○	○	—	○
北海道	8	北見市	就学前	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	9	夕張市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
北海道	10	岩見沢市	12歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
北海道	11	網走市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	12	留萌市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	13	苫小牧市	就学前	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	14	稚内市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
北海道	15	美唄市	12歳年度末	12歳年度末	—	—	—	—
北海道	16	芦別市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
北海道	17	江別市	9歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	18	赤平市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	19	紋別市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
北海道	20	士別市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	21	名寄市	12歳年度末	12歳年度末	—	—	—	—
北海道	22	根室市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
北海道	23	三笠市	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	24	千歳市	9歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	25	滝川市	12歳年度末	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	26	砂川市	12歳年度末	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	27	歌志内市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	28	深川市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
北海道	29	富良野市	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	30	登別市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	31	恵庭市	9歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	32	伊達市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	33	北広島市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	34	石狩市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
北海道	35	北斗市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	36	当別町	12歳年度末	18歳年度末	○	○	○	—
北海道	37	新篠津村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	38	松前町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	39	福島町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	40	知内町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
北海道	41	木古内町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
北海道	42	七飯町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	43	鹿部町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	44	森町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	45	八雲町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	46	長万部町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
北海道	47	江差町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	48	上ノ国町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	49	厚沢部町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	50	乙部町	15歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
北海道	51	奥尻町	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	52	今金町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	53	せたな町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	54	島牧村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
北海道	55	寿都町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
北海道	56	黒松内町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
北海道	57	蘭越町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	58	二七〇町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	59	真狩村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	60	留寿都村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	61	喜茂別町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	62	京極町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
北海道	63	倶知安町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
北海道	64	共和町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	65	岩内町	12歳年度末	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	66	泊村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	67	神恵内村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	68	積丹町	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	69	古平町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	70	仁木町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	71	余市町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
北海道	72	赤井川村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	73	南幌町	12歳年度末	12歳年度末	—	—	—	—
北海道	74	奈井江町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	75	上砂川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	76	由仁町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	77	長沼町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	78	栗山町	18歳年度末	18歳年度末	○	—	○	—
北海道	79	月形町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	80	浦臼町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	81	新十津川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	82	妹背牛町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	83	秩父別町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	84	雨竜町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	85	北竜町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	86	沼田町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	87	幌加内町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	88	鷹栖町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	89	東神楽町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	90	当麻町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	91	比布町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	92	愛別町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	93	上川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	94	東川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	95	美瑛町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	96	上富良野町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	97	中富良野町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	98	南富良野町	22歳年度末	22歳年度末	—	—	—	—
北海道	99	占冠村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	100	和寒町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	101	剣淵町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	102	下川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	103	美深町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	104	音威子府村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	105	中川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	106	増毛町	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	107	小平町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	108	苫前町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	109	羽幌町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	110	初山別村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	111	遠別町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	112	天塩町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	113	幌延町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	114	猿払村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
北海道	115	浜頓別町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	116	中頓別町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	117	枝幸町	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	118	豊富町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	119	礼文町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	120	利尻町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
北海道	121	利尻富士町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
北海道	122	美幌町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	123	津別町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	124	斜里町	就学前	15歳年度末	○	○	—	—
北海道	125	清里町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	126	小清水町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
北海道	127	訓子府町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
北海道	128	置戸町	就学前	15歳年度末	—	—	○	○
北海道	129	佐呂間町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	130	遠軽町	就学前	15歳年度末	○	○	○	○
北海道	131	湧別町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	132	滝上町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	133	興部町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
北海道	134	西興部村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	135	雄武町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
北海道	136	大空町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
北海道	137	豊浦町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	138	壮瞥町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	139	白老町	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	140	厚真町	就学前	12歳年度末	—	—	○	○
北海道	141	洞爺湖町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	142	安平町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
北海道	143	むかわ町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
北海道	144	日高町	15歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
北海道	145	平取町	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	146	新冠町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
北海道	147	浦河町	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	148	様似町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	149	えりも町	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	150	新ひだか町	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	151	音更町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
北海道	152	士幌町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	153	上士幌町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	154	鹿追町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	155	新得町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	156	清水町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	157	芽室町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	158	中札内村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	159	更別村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	160	大樹町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	161	広尾町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	162	幕別町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	163	池田町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
北海道	164	豊頃町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	165	本別町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	166	足寄町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	167	陸別町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	168	浦幌町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	169	釧路町	就学前	12歳年度末	○	○	—	—
北海道	170	厚岸町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	171	浜中町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	172	標茶町	就学前	就学前	—	—	○	○
北海道	173	弟子屈町	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	174	鶴居村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	175	白糠町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	176	別海町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
北海道	177	中標津町	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
北海道	178	標津町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北海道	179	羅臼町	就学前	12歳年度末	○	○	○	○
青森県	1	青森市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
青森県	2	弘前市	15歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
青森県	3	八戸市	15歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
青森県	4	黒石市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	5	五所川原市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	6	十和田市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
青森県	7	三沢市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	8	むつ市	就学前	15歳年度末	○	○	—	—
青森県	9	つがる市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	10	平川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
青森県	11	平内町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	12	今別町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	13	蓬田村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	14	外ヶ浜町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	15	鯨ヶ沢町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	16	深浦町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	17	西目屋村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	18	藤崎町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	19	大鰐町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	20	田舎館村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	21	板柳町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	22	鶴田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	23	中泊町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	24	野辺地町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	25	七戸町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
青森県	26	六戸町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	27	横浜町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	28	東北町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	29	六ヶ所村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	30	おいらせ町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
青森県	31	大間町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	32	東通村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	33	風間浦村	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
青森県	34	佐井村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	35	三戸町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	36	五戸町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	37	田子町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
青森県	38	南部町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
青森県	39	階上町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
青森県	40	新郷村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岩手県	1	盛岡市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
岩手県	2	宮古市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	3	大船渡市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	4	奥州市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
岩手県	5	花巻市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
岩手県	6	北上市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
岩手県	7	久慈市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
岩手県	8	遠野市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
岩手県	9	一関市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	10	陸前高田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	11	釜石市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
岩手県	12	二戸市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
岩手県	13	雫石町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	14	葛巻町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	15	岩手町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
岩手県	16	八幡平市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	17	滝沢市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
岩手県	18	紫波町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
岩手県	19	矢巾町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
岩手県	20	西和賀町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	21	金ヶ崎町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	22	平泉町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	23	住田町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	24	大槌町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
岩手県	25	山田町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
岩手県	26	岩泉町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
岩手県	27	田野畑村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	28	普代村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	29	軽米町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	30	洋野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	31	野田村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	32	九戸村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岩手県	33	一戸町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○

都道府県名	市区町村名	対象年齢		所得制限		一部自己負担	
		通院	入院	通院	入院	通院	入院
宮城県	1 仙台市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
宮城県	2 石巻市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宮城県	3 塩竈市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
宮城県	4 気仙沼市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
宮城県	5 白石市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宮城県	6 名取市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
宮城県	7 角田市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
宮城県	8 多賀城市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
宮城県	9 岩沼市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	10 登米市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	11 栗原市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	12 東松島市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	13 大崎市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
宮城県	14 富谷市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
宮城県	15 蔵王町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	16 七ヶ宿町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	17 大河原町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	18 村田町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	19 柴田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宮城県	20 川崎町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	21 丸森町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	22 亘理町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
宮城県	23 山元町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
宮城県	24 松島町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	25 七ヶ浜町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	26 利府町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	27 大和町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	28 大郷町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	29 大衡村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	30 色麻町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	31 加美町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	32 涌谷町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	33 美里町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宮城県	34 女川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮城県	35 南三陸町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
秋田県	1 秋田市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
秋田県	2 大館市	15歳年度末	15歳年度末	○	—	○	○
秋田県	3 鹿角市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
秋田県	4 由利本荘市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
秋田県	5 潟上市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
秋田県	6 大仙市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
秋田県	7 北秋田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
秋田県	8 湯沢市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
秋田県	9 男鹿市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
秋田県	10 にかほ市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
秋田県	11 横手市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
秋田県	12 能代市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
秋田県	13 仙北市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
秋田県	14 小坂町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
秋田県	15 上小阿仁村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
秋田県	16 藤里町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
秋田県	17 五城目町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
秋田県	18 八郎潟町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
秋田県	19 井川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
秋田県	20 大湯村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
秋田県	21 羽後町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
秋田県	22 東成瀬村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
秋田県	23 美郷町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
秋田県	24 三種町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
秋田県	25 八峰町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	1 山形市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
山形県	2	米沢市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	3	鶴岡市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山形県	4	酒田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山形県	5	新庄市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山形県	6	寒河江市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	7	上山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山形県	8	村山市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	9	長井市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山形県	10	天童市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	11	東根市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	12	尾花沢市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	13	南陽市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山形県	14	山辺町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山形県	15	中山町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	16	河北町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	17	西川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	18	朝日町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	19	大江町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	20	大石田町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	21	金山町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	22	最上町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	23	舟形町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	24	真室川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	25	大蔵村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	26	鮭川村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	27	戸沢村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	28	高畠町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	29	川西町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	30	小国町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	31	白鷹町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	32	飯豊町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山形県	33	三川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山形県	34	庄内町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山形県	35	遊佐町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	1	福島市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	2	会津若松市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	3	郡山市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	4	いわき市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	5	白河市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	6	須賀川市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	7	喜多方市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	8	相馬市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	9	二本松市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	10	田村市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	11	南相馬市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	12	伊達市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	13	本宮市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	14	桑折町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	15	国見町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	16	川俣町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	17	大玉村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	18	鏡石町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	19	天栄村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	20	下郷町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	21	檜枝岐村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	22	只見町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	23	南会津町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	24	北塩原村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	25	西会津町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	26	磐梯町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	27	猪苗代町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	28	会津坂下町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	29	湯川村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
福島県	30	柳津町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	31	三島町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	32	金山町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	33	昭和村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	34	会津美里町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	35	西郷村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	36	泉崎村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	37	中島村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	38	矢吹町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	39	棚倉町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	40	矢祭町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	41	塙町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	42	鮫川村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	43	石川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	44	玉川村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	45	平田村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	46	浅川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	47	古殿町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	48	三春町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	49	小野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	50	広野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	51	楡葉町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	52	富岡町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	53	川内村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	54	大熊町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	55	双葉町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	56	浪江町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	57	葛尾村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	58	新地町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福島県	59	飯館村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
茨城県	1	水戸市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	2	日立市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
茨城県	3	土浦市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	4	古河市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	5	石岡市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	6	結城市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	7	龍ヶ崎市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	8	下妻市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
茨城県	9	常総市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
茨城県	10	常陸太田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	11	高萩市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
茨城県	12	北茨城市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
茨城県	13	笠間市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
茨城県	14	取手市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	15	牛久市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	16	つくば市	15歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
茨城県	17	ひたちなか市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	—
茨城県	18	鹿嶋市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	19	潮来市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	20	守谷市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	21	常陸大宮市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	○
茨城県	22	那珂市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	23	筑西市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	24	坂東市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	25	稲敷市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	26	かすみがうら市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
茨城県	27	桜川市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	28	神栖市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	29	行方市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	30	鉾田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	31	つくばみらい市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	32	小美玉市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	33	茨城町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
茨城県	34	大洗町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
茨城県	35	城里町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	36	東海村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
茨城県	37	大子町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
茨城県	38	美浦村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
茨城県	39	阿見町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
茨城県	40	河内町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	○
茨城県	41	八千代町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
茨城県	42	五霞町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
茨城県	43	境町	20歳年度末	20歳年度末	○	○	○	○
茨城県	44	利根町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
栃木県	1	宇都宮市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
栃木県	2	足利市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
栃木県	3	栃木市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
栃木県	4	佐野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
栃木県	5	鹿沼市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
栃木県	6	日光市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
栃木県	7	小山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
栃木県	8	真岡市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
栃木県	9	大田原市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
栃木県	10	矢板市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
栃木県	11	那須塩原市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
栃木県	12	さくら市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
栃木県	13	那須烏山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
栃木県	14	下野市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
栃木県	15	上三川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
栃木県	16	益子町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
栃木県	17	茂木町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
栃木県	18	市貝町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
栃木県	19	芳賀町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
栃木県	20	壬生町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
栃木県	21	野木町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
栃木県	22	塩谷町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
栃木県	23	高根沢町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
栃木県	24	那須町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
栃木県	25	那珂川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	1	前橋市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
群馬県	2	高崎市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	3	桐生市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	4	伊勢崎市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	5	太田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
群馬県	6	沼田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	7	館林市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
群馬県	8	渋川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	9	藤岡市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	10	富岡市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	11	安中市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	12	榛東村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
群馬県	13	吉岡町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
群馬県	14	神流町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	15	上野村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
群馬県	16	下仁田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	17	南牧村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
群馬県	18	甘楽町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	19	中之条町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	20	長野原町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	21	嬭恋村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	22	草津町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	23	高山村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	24	片品村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	25	川場村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	26	昭和村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
群馬県	27	玉村町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	28	板倉町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
群馬県	29	明和町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
群馬県	30	千代田町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
群馬県	31	大泉町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
群馬県	32	邑楽町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
群馬県	33	みなかみ町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
群馬県	34	みどり市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
群馬県	35	東吾妻町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	1	さいたま市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	2	川越市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	3	熊谷市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	4	川口市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	5	行田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	6	秩父市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	7	所沢市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	8	飯能市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	9	加須市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	10	本庄市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	11	東松山市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	12	春日部市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	13	狭山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	14	羽生市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	15	鴻巣市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	16	深谷市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	17	上尾市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	18	草加市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	19	越谷市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	20	蕨市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	21	戸田市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	22	入間市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	23	朝霞市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	24	志木市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	25	和光市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	26	新座市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	27	桶川市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	28	久喜市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	29	北本市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	30	八潮市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	31	富士見市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	32	三郷市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	33	蓮田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	34	坂戸市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	35	幸手市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	36	鶴ヶ島市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	37	日高市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	38	吉川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	39	ふじみ野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	40	白岡市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	41	伊奈町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	42	三芳町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	43	毛呂山町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	44	越生町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	45	滑川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	46	嵐山町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	47	小川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	48	川島町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	49	吉見町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	50	鳩山町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	51	ときがわ町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	52	横瀬町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	53	皆野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	54	長瀨町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
埼玉県	55	小鹿野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	56	東秩父村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	57	美里町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	58	神川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	59	上里町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	60	寄居町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	61	宮代町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	62	杉戸町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
埼玉県	63	松伏町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
千葉県	1	千葉市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	2	銚子市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	3	市川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	4	船橋市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	5	館山市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
千葉県	6	木更津市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	7	松戸市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	8	野田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	9	茂原市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	10	成田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	11	佐倉市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	12	東金市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	13	旭市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	14	習志野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	15	柏市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	16	勝浦市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
千葉県	17	市原市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	18	流山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	19	八千代市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	20	我孫子市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
千葉県	21	鴨川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
千葉県	22	鎌ヶ谷市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	23	君津市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
千葉県	24	富津市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	25	浦安市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	26	四街道市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
千葉県	27	袖ヶ浦市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	28	八街市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	29	印西市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	30	白井市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	31	富里市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	32	南房総市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	33	匝瑳市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
千葉県	34	香取市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	35	山武市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
千葉県	36	いすみ市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	37	大網白里市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
千葉県	38	酒々井町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	39	栄町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	40	神崎町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	41	多古町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
千葉県	42	東庄町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
千葉県	43	九十九里町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	44	芝山町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
千葉県	45	横芝光町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
千葉県	46	一宮町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	47	睦沢町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
千葉県	48	長生村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	49	白子町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	50	長柄町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
千葉県	51	長南町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
千葉県	52	大多喜町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
千葉県	53	御宿町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
千葉県	54	鋸南町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○

都道府県名	市区町村名	対象年齢		所得制限		一部自己負担		
		通院	入院	通院	入院	通院	入院	
東京都	1	千代田区	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
東京都	2	中央区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	3	港区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	4	新宿区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	5	文京区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	6	台東区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	7	墨田区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	8	江東区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	9	品川区	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
東京都	10	目黒区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	11	大田区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	12	世田谷区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	13	渋谷区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	14	中野区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	15	杉並区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	16	豊島区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	17	北区	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
東京都	18	荒川区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	19	板橋区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	20	練馬区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	21	足立区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	22	葛飾区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	23	江戸川区	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	24	八王子市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
東京都	25	立川市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	26	武蔵野市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
東京都	27	三鷹市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	28	青梅市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
東京都	29	府中市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	30	昭島市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	31	調布市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	32	町田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
東京都	33	小金井市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	34	小平市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	35	日野市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
東京都	36	東村山市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	37	国分寺市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	38	国立市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	39	福生市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
東京都	40	狛江市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	41	東大和市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	42	清瀬市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	43	東久留米市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	44	武蔵村山市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	45	多摩市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
東京都	46	稲城市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	47	羽村市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
東京都	48	あきる野市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	49	西東京市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
東京都	50	瑞穂町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
東京都	51	日の出町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
東京都	52	檜原村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
東京都	53	奥多摩町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
東京都	54	大島町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	55	利島村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
東京都	56	新島村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
東京都	57	神津島村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
東京都	58	三宅村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
東京都	59	御蔵島村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
東京都	60	八丈町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
東京都	61	青ヶ島村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
東京都	62	小笠原村	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
神奈川県	1	横浜市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
神奈川県	2	川崎市	12歳年度末	15歳年度末	○	—	○	—
神奈川県	3	相模原市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
神奈川県	4	横須賀市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	5	平塚市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	6	鎌倉市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
神奈川県	7	藤沢市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
神奈川県	8	小田原市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
神奈川県	9	茅ヶ崎市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	10	逗子市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
神奈川県	11	三浦市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	12	秦野市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
神奈川県	13	厚木市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	14	大和市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
神奈川県	15	伊勢原市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
神奈川県	16	海老名市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	17	座間市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
神奈川県	18	南足柄市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
神奈川県	19	綾瀬市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	20	葉山町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	21	寒川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	22	大磯町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	23	二宮町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
神奈川県	24	中井町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	25	大井町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	26	松田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	27	山北町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	28	開成町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
神奈川県	29	箱根町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	30	真鶴町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	31	湯河原町	12歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	32	愛川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
神奈川県	33	清川村	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
新潟県	1	新潟市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	2	長岡市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
新潟県	3	上越市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	4	三条市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
新潟県	5	柏崎市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	6	新発田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
新潟県	7	小千谷市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	8	加茂市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
新潟県	9	十日町市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
新潟県	10	見附市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	11	村上市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	12	燕市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	13	糸魚川市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
新潟県	14	妙高市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	15	五泉市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	16	佐渡市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
新潟県	17	阿賀野市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
新潟県	18	魚沼市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
新潟県	19	南魚沼市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	20	胎内市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	21	聖籠町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	22	弥彦村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	23	田上町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	24	阿賀町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
新潟県	25	出雲崎町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
新潟県	26	湯沢町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
新潟県	27	津南町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
新潟県	28	刈羽村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	29	関川村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
新潟県	30	粟島浦村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○

都道府県名	市区町村名	対象年齢		所得制限		一部自己負担	
		通院	入院	通院	入院	通院	入院
富山県	1 富山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
富山県	2 高岡市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
富山県	3 魚津市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
富山県	4 氷見市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
富山県	5 滑川市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
富山県	6 黒部市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
富山県	7 砺波市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
富山県	8 小矢部市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
富山県	9 南砺市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
富山県	10 射水市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
富山県	11 舟橋村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
富山県	12 上市町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
富山県	13 立山町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
富山県	14 入善町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
富山県	15 朝日町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	1 金沢市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
石川県	2 七尾市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	3 小松市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	4 輪島市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	5 珠洲市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	6 加賀市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	7 羽咋市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	8 かほく市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	9 白山市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	10 能美市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	11 野々市市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
石川県	12 川北町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	13 津幡町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
石川県	14 内灘町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
石川県	15 志賀町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	16 宝達志水町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	17 中能登町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	18 穴水町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
石川県	19 能登町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福井県	1 福井市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福井県	2 敦賀市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
福井県	3 小浜市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福井県	4 大野市	20歳年度末	20歳年度末	—	—	—	—
福井県	5 勝山市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福井県	6 鯖江市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
福井県	7 あわら市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福井県	8 越前市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
福井県	9 坂井市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福井県	10 永平寺町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福井県	11 池田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福井県	12 南越前町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福井県	13 越前町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福井県	14 美浜町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福井県	15 高浜町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福井県	16 おおい町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福井県	17 若狭町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山梨県	1 甲府市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山梨県	2 富士吉田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	3 都留市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	4 山梨市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	5 大月市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	6 韮崎市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	7 南アルプス市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	8 北杜市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山梨県	9 甲斐市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
山梨県	10	笛吹市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山梨県	11	上野原市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	12	甲州市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	13	中央市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山梨県	14	市川三郷町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	15	早川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	16	身延町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	17	南部町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	18	富士川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	19	昭和町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山梨県	20	道志村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	21	西桂町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	22	忍野村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	23	山中湖村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	24	鳴沢村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	25	富士河口湖町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨県	26	小菅村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山梨県	27	丹波山村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
長野県	1	長野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長野県	2	松本市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長野県	3	上田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長野県	4	岡谷市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長野県	5	飯田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	6	諏訪市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長野県	7	須坂市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長野県	8	小諸市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	9	伊那市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	10	駒ヶ根市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	11	中野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長野県	12	大町市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	13	飯山市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	14	茅野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長野県	15	塩尻市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長野県	16	佐久市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	17	千曲市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長野県	18	東御市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	19	安曇野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長野県	20	小海町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	21	川上村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	22	南牧村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	23	南相木村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	24	北相木村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	25	佐久穂町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	26	軽井沢町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	27	御代田町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	28	立科町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	29	青木村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	30	長和町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
長野県	31	下諏訪町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	32	富士見町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	33	原村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
長野県	34	辰野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	35	箕輪町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	36	飯島町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
長野県	37	南箕輪村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	38	中川村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
長野県	39	宮田村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
長野県	40	松川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	41	高森町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	42	阿南町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	43	阿智村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
長野県	44	平谷村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
長野県	45	根羽村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
長野県	46	下條村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	47	売木村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	48	天龍村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
長野県	49	泰阜村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	50	喬木村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	51	豊丘村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	52	大鹿村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	53	上松町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	54	南木曾町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	55	木祖村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	56	王滝村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	57	大桑村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	58	木曾町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
長野県	59	麻績村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	60	生坂村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	61	山形村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	62	朝日村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	63	筑北村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	64	池田町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	65	松川村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	66	白馬村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	67	小谷村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	68	坂城町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	69	小布施町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	70	高山村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	71	山ノ内町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	72	木島平村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	73	野沢温泉村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	74	信濃町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	75	小川村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	76	飯綱町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長野県	77	栄村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	1	岐阜市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	2	大垣市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	3	高山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	4	多治見市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	5	関市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	6	中津川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	7	美濃市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	8	瑞浪市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	9	羽島市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	10	恵那市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	11	美濃加茂市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	12	土岐市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	13	各務原市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	14	可児市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	15	山県市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
岐阜県	16	瑞穂市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	17	飛騨市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	18	本巣市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	○
岐阜県	19	郡上市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
岐阜県	20	下呂市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	21	海津市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	22	岐南町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	23	笠松町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	24	養老町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	25	垂井町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	26	関ヶ原町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	27	神戸町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	28	輪之内町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	29	安八町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	30	揖斐川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	31	大野町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
岐阜県	32	池田町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	33	北方町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	34	坂祝町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	35	富加町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	36	川辺町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	37	七宗町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	38	八百津町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	39	白川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	40	東白川村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	41	御嵩町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岐阜県	42	白川村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
静岡県	1	静岡市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
静岡県	2	浜松市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
静岡県	3	沼津市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	4	熱海市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	5	三島市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	6	富士宮市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
静岡県	7	伊東市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	8	島田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
静岡県	9	富士市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
静岡県	10	磐田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
静岡県	11	焼津市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	12	掛川市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
静岡県	13	藤枝市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
静岡県	14	御殿場市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
静岡県	15	袋井市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
静岡県	16	下田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	17	裾野市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
静岡県	18	湖西市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	19	伊豆市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	20	御前崎市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	21	菊川市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
静岡県	22	伊豆の国市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	23	牧之原市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	24	東伊豆町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	25	河津町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	26	南伊豆町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	27	松崎町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	28	西伊豆町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	29	函南町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	30	清水町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	31	長泉町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	32	小山町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	33	吉田町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	34	川根本町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
静岡県	35	森町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
愛知県	1	名古屋市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	2	豊橋市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	3	岡崎市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	4	一宮市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	5	瀬戸市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	6	半田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
愛知県	7	春日井市	15歳年度末	24歳年度末	—	○	—	—
愛知県	8	豊川市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	9	津島市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
愛知県	10	碧南市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	11	刈谷市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	12	豊田市	15歳年度末	24歳年度末	—	○	—	—
愛知県	13	安城市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	14	西尾市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	15	蒲郡市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	16	犬山市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
愛知県	17	常滑市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	18	江南市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	19	小牧市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	20	稲沢市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	21	新城市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	22	東海市	15歳年度末	24歳年度末	—	○	—	—
愛知県	23	大府市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	24	知多市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	25	知立市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	26	尾張旭市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	27	高浜市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	28	岩倉市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	29	豊明市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	30	日進市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	31	田原市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	32	愛西市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
愛知県	33	清須市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	34	北名古屋	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	35	弥富市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	36	みよし市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	37	あま市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	38	長久手市	15歳年度末	18歳年度末	—	○	—	—
愛知県	39	東郷町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	40	豊山町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	41	大口町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	42	扶桑町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	43	大治町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	44	蟹江町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	45	飛島村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	46	阿久比町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	47	東浦町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	48	南知多町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	49	美浜町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	50	武豊町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛知県	51	幸田町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	52	設楽町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	53	東栄町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛知県	54	豊根村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
三重県	1	津市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	2	四日市市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
三重県	3	伊勢市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	4	松阪市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
三重県	5	桑名市	12歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	6	鈴鹿市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	7	名張市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	8	尾鷲市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	9	亀山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
三重県	10	鳥羽市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
三重県	11	熊野市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
三重県	12	いなべ市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	13	志摩市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	14	伊賀市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	15	木曾岬町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	16	東員町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	17	菟野町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	18	朝日町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
三重県	19	川越町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
三重県	20	多気町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
三重県	21	明和町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	22	大台町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	23	玉城町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
三重県	24	度会町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
三重県	25	御浜町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
三重県	26	紀宝町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
三重県	27	大紀町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
三重県	28	南伊勢町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
三重県	29	紀北町	15歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
滋賀県	1	大津市	12歳年度末	12歳年度末	—	—	○	○
滋賀県	2	彦根市	9歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
滋賀県	3	長浜市	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
滋賀県	4	近江八幡市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
滋賀県	5	草津市	9歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
滋賀県	6	守山市	9歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
滋賀県	7	栗東市	9歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
滋賀県	8	野洲市	9歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
滋賀県	9	湖南市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
滋賀県	10	甲賀市	15歳年度末	15歳年度末	○	—	—	—
滋賀県	11	高島市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
滋賀県	12	東近江市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
滋賀県	13	米原市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
滋賀県	14	日野町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
滋賀県	15	竜王町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
滋賀県	16	愛荘町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
滋賀県	17	豊郷町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
滋賀県	18	甲良町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
滋賀県	19	多賀町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
京都府	1	京都市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	2	福知山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	3	舞鶴市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	4	綾部市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	5	宇治市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	6	宮津市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	7	亀岡市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	8	城陽市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	9	向日市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	10	長岡京市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	11	八幡市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	12	京田辺市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	13	京丹後市	22歳年度末	22歳年度末	○	○	○	○
京都府	14	南丹市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
京都府	15	木津川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	16	大山崎町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	17	久御山町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
京都府	18	井手町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
京都府	19	宇治田原町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	20	笠置町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	21	和束町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
京都府	22	精華町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
京都府	23	南山城村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
京都府	24	京丹波町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
京都府	25	伊根町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
京都府	26	与謝野町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	1	大阪市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
大阪府	2	堺市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	3	岸和田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	4	豊中市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	5	池田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	6	吹田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	7	泉大津市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	8	高槻市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	9	貝塚市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	10	守口市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	11	枚方市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	12	茨木市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
大阪府	13	八尾市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	14	泉佐野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	15	富田林市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	16	寝屋川市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	17	河内長野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	18	松原市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	19	大東市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	20	和泉市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	21	箕面市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	22	柏原市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	23	羽曳野市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	24	門真市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	25	摂津市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	26	高石市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	27	藤井寺市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	28	東大阪市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	29	泉南市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	30	四條畷市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	31	交野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	32	大阪狭山市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	33	阪南市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	34	島本町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	35	豊能町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
大阪府	36	能勢町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	37	忠岡町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	38	熊取町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
大阪府	39	田尻町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	40	岬町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	41	太子町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	42	河南町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
大阪府	43	千早赤阪村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
兵庫県	1	神戸市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
兵庫県	2	姫路市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	3	尼崎市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
兵庫県	4	明石市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	5	西宮市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
兵庫県	6	洲本市	15歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	7	芦屋市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	8	伊丹市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
兵庫県	9	相生市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	10	豊岡市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
兵庫県	11	加古川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	12	たつの市	15歳年度末	18歳年度末	—	○	—	—
兵庫県	13	赤穂市	15歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	14	西脇市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	15	宝塚市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	16	三木市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	17	高砂市	15歳年度末	18歳年度末	—	○	—	—
兵庫県	18	川西市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
兵庫県	19	小野市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	20	三田市	15歳年度末	15歳年度末	○	—	○	—
兵庫県	21	加西市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	22	丹波篠山市	15歳年度末	15歳年度末	○	—	—	—
兵庫県	23	養父市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	24	丹波市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	25	南あわじ市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	26	朝来市	15歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	27	淡路市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	28	宍粟市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	29	加東市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	30	猪名川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	31	多可町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	32	稲美町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
兵庫県	33	播磨町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	34	神河町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	35	市川町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	36	福崎町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	37	太子町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	38	上郡町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	39	佐用町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
兵庫県	40	香美町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
兵庫県	41	新温泉町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
奈良県	1	奈良市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	2	大和高田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	3	大和郡山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	4	天理市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	5	橿原市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	6	桜井市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	7	五條市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	8	御所市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	9	生駒市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	10	香芝市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
奈良県	11	葛城市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
奈良県	12	宇陀市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
奈良県	13	山添村	20歳年度末	20歳年度末	—	—	○	○
奈良県	14	平群町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
奈良県	15	三郷町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
奈良県	16	斑鳩町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
奈良県	17	安堵町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	18	川西町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	19	三宅町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	20	田原本町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	21	曾爾村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
奈良県	22	御杖村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
奈良県	23	高取町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	24	明日香村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	25	上牧町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	26	王寺町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	27	広陵町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	28	河合町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	29	吉野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
奈良県	30	大淀町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	31	下市町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	32	黒滝村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
奈良県	33	天川村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
奈良県	34	野迫川村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
奈良県	35	十津川村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	36	下北山村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	37	上北山村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
奈良県	38	川上村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
奈良県	39	東吉野村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	1	和歌山市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
和歌山県	2	海南市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	3	橋本市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
和歌山県	4	有田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	5	御坊市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	6	田辺市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	7	新宮市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	8	紀の川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	9	岩出市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
和歌山県	10	紀美野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	11	かつらぎ町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	12	九度山町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	13	高野町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	14	湯浅町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
和歌山県	15	広川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	16	有田川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	17	美浜町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	18	日高町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	19	由良町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	20	日高川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	21	みなべ町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	22	印南町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	23	白浜町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	24	上富田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	25	すさみ町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	26	串本町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	27	那智勝浦町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	28	太地町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	29	古座川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
和歌山県	30	北山村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鳥取県	1	鳥取市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	2	米子市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	3	倉吉市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	4	境港市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	5	岩美町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	6	若桜町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	7	智頭町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	8	八頭町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	9	三朝町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	10	湯梨浜町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	11	琴浦町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	12	北栄町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	13	日吉津村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	14	大山町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	15	南部町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	16	伯耆町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	17	日南町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	18	日野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鳥取県	19	江府町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
島根県	1	松江市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
島根県	2	浜田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
島根県	3	出雲市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
島根県	4	益田市	12歳年度末	12歳年度末	—	—	○	○
島根県	5	大田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
島根県	6	安来市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
島根県	7	江津市	12歳年度末	12歳年度末	—	—	—	—
島根県	8	雲南市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
島根県	9	奥出雲町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
島根県	10	飯南町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
島根県	11	川本町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
島根県	12	美郷町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
島根県	13	邑南町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
島根県	14	津和野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
島根県	15	吉賀町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
島根県	16	海士町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
島根県	17	西ノ島町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
島根県	18	知夫村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
島根県	19	隠岐の島町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岡山県	1	岡山市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
岡山県	2	倉敷市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岡山県	3	津山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岡山県	4	玉野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岡山県	5	笠岡市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	6	井原市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	7	総社市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
岡山県	8	高梁市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	9	新見市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	10	備前市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	11	瀬戸内市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	12	赤磐市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
岡山県	13	真庭市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岡山県	14	美作市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岡山県	15	浅口市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岡山県	16	和気町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	17	早島町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岡山県	18	里庄町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岡山県	19	矢掛町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	20	新庄村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	21	鏡野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	22	勝央町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	23	奈義町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	24	西粟倉村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
岡山県	25	久米南町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	26	美咲町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
岡山県	27	吉備中央町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
広島県	1	広島市	9歳年度末	15歳年度末	○	○	○	—
広島県	2	呉市	12歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
広島県	3	竹原市	12歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
広島県	4	三原市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
広島県	5	尾道市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
広島県	6	福山市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
広島県	7	府中市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
広島県	8	三次市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
広島県	9	庄原市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
広島県	10	大竹市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
広島県	11	東広島市	9歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
広島県	12	廿日市市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
広島県	13	安芸高田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
広島県	14	江田島市	12歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
広島県	15	府中町	12歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
広島県	16	海田町	9歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
広島県	17	熊野町	就学前	15歳年度末	○	○	—	—
広島県	18	坂町	12歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
広島県	19	安芸太田町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
広島県	20	北広島町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
広島県	21	大崎上島町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
広島県	22	世羅町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
広島県	23	神石高原町	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
山口県	1	下関市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
山口県	2	宇部市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
山口県	3	山口市	15歳年度末	15歳年度末	○	—	—	—
山口県	4	萩市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	○	○
山口県	5	防府市	12歳年度末	12歳年度末	—	—	—	—
山口県	6	下松市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山口県	7	岩国市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山口県	8	光市	15歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
山口県	9	長門市	18歳年度末	18歳年度末	○	○	—	—
山口県	10	柳井市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山口県	11	美祢市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
山口県	12	周南市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
山口県	13	山陽小野田市	15歳年度末	15歳年度末	○	○	○	○
山口県	14	周防大島町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山口県	15	和木町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山口県	16	上関町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
山口県	17	田布施町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
山口県	18	平生町	15歳年度末	15歳年度末	○	○	—	—
山口県	19	阿武町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名	対象年齢		所得制限		一部自己負担	
		通院	入院	通院	入院	通院	入院
徳島県	1 徳島市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
徳島県	2 鳴門市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
徳島県	3 小松島市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
徳島県	4 阿南市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
徳島県	5 吉野川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
徳島県	6 阿波市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
徳島県	7 美馬市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
徳島県	8 三好市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
徳島県	9 勝浦町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
徳島県	10 上勝町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
徳島県	11 佐那河内村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
徳島県	12 石井町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
徳島県	13 神山町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
徳島県	14 那賀町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
徳島県	15 牟岐町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
徳島県	16 美波町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
徳島県	17 海陽町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
徳島県	18 松茂町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
徳島県	19 北島町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
徳島県	20 藍住町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
徳島県	21 板野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
徳島県	22 上板町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
徳島県	23 つるぎ町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
徳島県	24 東みよし町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
香川県	1 高松市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	2 丸亀市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	3 坂出市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	4 善通寺市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
香川県	5 観音寺市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	6 さぬき市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	7 東かがわ市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	8 三豊市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	9 土庄町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	10 小豆島町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	11 三木町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	12 直島町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
香川県	13 宇多津町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	14 綾川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	15 琴平町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
香川県	16 多度津町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
香川県	17 まんのう町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	1 松山市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	2 今治市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	3 宇和島市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	4 八幡浜市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	5 新居浜市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	6 西条市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	7 大洲市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	8 伊予市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	9 四国中央市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	10 西予市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	11 東温市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	12 上島町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	13 久万高原町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	14 松前町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	15 砥部町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	16 内子町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	17 伊方町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	18 松野町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	19 鬼北町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
愛媛県	20 愛南町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名	対象年齢		所得制限		一部自己負担	
		通院	入院	通院	入院	通院	入院
高知県	1 高知市	12歳年度末	12歳年度末	—	—	—	—
高知県	2 室戸市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	3 安芸市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	4 香美市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	5 香南市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	6 南国市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	7 土佐市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
高知県	8 須崎市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	9 宿毛市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	10 土佐清水市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
高知県	11 四万十市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	12 東洋町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	13 奈半利町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
高知県	14 田野町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	15 安田町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
高知県	16 北川村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
高知県	17 馬路村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
高知県	18 芸西村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
高知県	19 本山町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
高知県	20 大豊町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
高知県	21 土佐町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
高知県	22 大川村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	23 いの町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	24 仁淀川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
高知県	25 中土佐町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	26 佐川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	27 越知町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	28 梶原町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	29 日高村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	30 津野町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
高知県	31 四万十町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	32 黒潮町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
高知県	33 大月町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
高知県	34 三原村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
福岡県	1 北九州市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
福岡県	2 福岡市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
福岡県	3 大牟田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	4 久留米市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	5 直方市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	6 飯塚市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
福岡県	7 田川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	8 柳川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	9 八女市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
福岡県	10 筑後市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	11 大川市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	12 行橋市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	13 豊前市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
福岡県	14 中間市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
福岡県	15 小郡市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	16 筑紫野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	17 春日市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	18 大野城市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	19 宗像市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	20 太宰府市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	21 糸島市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	22 古賀市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
福岡県	23 福津市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	24 うきは市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	25 宮若市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	26 嘉麻市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	27 朝倉市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	28 みやま市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
福岡県	29	那珂川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
福岡県	30	宇美町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	31	篠栗町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	32	志免町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	33	須恵町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	34	新宮町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	35	久山町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	36	粕屋町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	37	芦屋町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	38	水巻町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	39	岡垣町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
福岡県	40	遠賀町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	41	小竹町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	42	鞍手町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	43	桂川町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
福岡県	44	筑前町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	45	東峰村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	46	大刀洗町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	47	大木町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	48	広川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	49	香春町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	50	添田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	51	糸田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	52	川崎町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	53	大任町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	54	赤村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	55	福智町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
福岡県	56	荇田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
福岡県	57	みやこ町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
福岡県	58	吉富町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
福岡県	59	上毛町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
福岡県	60	築上町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
佐賀県	1	佐賀市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	2	唐津市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	3	鳥栖市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	4	多久市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	5	伊万里市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	6	武雄市	15歳年度末	18歳年度末	—	○	○	○
佐賀県	7	鹿島市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	8	小城市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	9	嬉野市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	10	神埼市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	11	吉野ヶ里町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	12	基山町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	13	上峰町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	14	みやき町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	15	玄海町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
佐賀県	16	有田町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	17	大町町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	18	江北町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	19	白石町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
佐賀県	20	太良町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長崎県	1	長崎市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	2	佐世保市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	3	島原市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	4	諫早市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	5	大村市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	6	平戸市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	7	松浦市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長崎県	8	対馬市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	9	壱岐市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	10	五島市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
長崎県	11	西海市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長崎県	12	雲仙市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	13	南島原市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長崎県	14	長与町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	15	時津町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	16	東彼杵町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長崎県	17	川棚町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	18	波佐見町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長崎県	19	小値賀町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
長崎県	20	佐々町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
長崎県	21	新上五島町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
熊本県	1	熊本市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
熊本県	2	八代市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	3	人吉市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
熊本県	4	荒尾市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
熊本県	5	水俣市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	6	玉名市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
熊本県	7	天草市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	8	山鹿市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	9	菊池市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
熊本県	10	宇土市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
熊本県	11	上天草市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	12	宇城市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
熊本県	13	阿蘇市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	14	合志市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
熊本県	15	美里町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	16	玉東町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	17	和水町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	18	南関町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	19	長洲町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
熊本県	20	大津町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
熊本県	21	菊陽町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
熊本県	22	南小国町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	23	小国町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	24	産山村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	25	高森町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	26	南阿蘇村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	27	西原村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	28	御船町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
熊本県	29	嘉島町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
熊本県	30	益城町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
熊本県	31	甲佐町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
熊本県	32	山都町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	33	氷川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	34	芦北町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	35	津奈木町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	36	錦町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	37	あさぎり町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
熊本県	38	多良木町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	39	湯前町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	40	水上村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	41	相良村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	42	五木村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	43	山江村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	44	球磨村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
熊本県	45	苓北町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
大分県	1	大分市	15歳年度末	15歳年度末	○	—	—	—
大分県	2	別府市	15歳年度末	15歳年度末	○	—	—	—
大分県	3	中津市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
大分県	4	日田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
大分県	5	佐伯市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
大分県	6	臼杵市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
大分県	7	津久見市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
大分県	8	竹田市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
大分県	9	豊後高田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
大分県	10	杵築市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
大分県	11	宇佐市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
大分県	12	豊後大野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
大分県	13	由布市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
大分県	14	国東市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
大分県	15	姫島村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
大分県	16	日出町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
大分県	17	九重町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
大分県	18	玖珠町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宮崎県	1	宮崎市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
宮崎県	2	都城市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
宮崎県	3	延岡市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	4	日南市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	5	小林市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	6	日向市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	7	串間市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宮崎県	8	西都市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	9	えびの市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
宮崎県	10	三股町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
宮崎県	11	高原町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	12	国富町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宮崎県	13	綾町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宮崎県	14	高鍋町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宮崎県	15	新富町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	16	西米良村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
宮崎県	17	木城町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	18	川南町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	19	都農町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宮崎県	20	門川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	21	美郷町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	22	諸塚村	15歳年度末	15歳年度末	○	—	○	○
宮崎県	23	椎葉村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宮崎県	24	高千穂町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
宮崎県	25	日之影町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
宮崎県	26	五ヶ瀬町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
鹿児島県	1	鹿児島市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
鹿児島県	2	鹿屋市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	3	枕崎市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	4	阿久根市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	5	出水市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	6	指宿市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	7	西之表市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	8	垂水市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	9	薩摩川内市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	10	日置市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	11	曾於市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	12	霧島市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
鹿児島県	13	いちき串木野市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	14	南さつま市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	15	志布志市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	16	奄美市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	17	南九州市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	18	伊佐市	就学前	就学前	○	○	○	○
鹿児島県	19	始良市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	○
鹿児島県	20	三島村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	21	十島村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	22	さつま町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	23	長島町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	24	湧水町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—

都道府県名	市区町村名		対象年齢		所得制限		一部自己負担	
			通院	入院	通院	入院	通院	入院
鹿児島県	25	大崎町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	26	東串良町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	27	錦江町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	28	南大隅町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	29	肝付町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	30	中種子町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	31	南種子町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	32	屋久島町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	33	大和村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	34	宇検村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	35	瀬戸内町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	36	龍郷町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	37	喜界町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
鹿児島県	38	徳之島町	就学前	就学前	○	○	○	○
鹿児島県	39	天城町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	40	伊仙町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	41	和泊町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	42	知名町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鹿児島県	43	与論町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	○	○
沖縄県	1	那覇市	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	2	うるま市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
沖縄県	3	沖縄市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	4	宜野湾市	12歳年度末	15歳年度末	—	—	○	—
沖縄県	5	宮古島市	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	6	石垣市	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	7	浦添市	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	8	名護市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	9	糸満市	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	10	国頭村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	11	大宜味村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	12	東村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	13	今帰仁村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	14	本部町	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	15	恩納村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	16	宜野座村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	17	金武町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	18	伊江村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	19	読谷村	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	20	嘉手納町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	21	北谷町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	22	北中城村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	23	中城村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	24	西原町	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	25	豊見城市	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	26	八重瀬町	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	27	南城市	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	28	与那原町	15歳年度末	18歳年度末	—	—	○	—
沖縄県	29	南風原町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	30	久米島町	就学前	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	31	渡嘉敷村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	32	座間味村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	33	粟国村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	34	渡名喜村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	35	南大東村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	36	北大東村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	37	伊平屋村	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	38	伊是名村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	39	多良間村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	40	竹富町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
沖縄県	41	与那国町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—